

第百七十四回国会
衆議院
厚生労働委員会
會議録 第十号

平成二十二年三月十九日(金曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 藤村 修君

理事 青木 愛君 理事 石森 久嗣君

理事 内山 晃君 理事 黒田 雄君

理事 中根 康浩君 理事 大村 秀章君

理事 加藤 勝信君 理事 古屋 範子君

阿知波吉信君 相原 史乃君

小原 舞君 大西 健介君

岡本 英子君 郡 和子君

齊藤 進君 園田 康博君

田名部匡代君 田中美絵子君

中野渡詔子君 長尾 敬君

仁木 博文君 初鹿 明博君

福田衣里子君 藤田 一枝君

細川 律夫君 三宅 雪子君

水野 智彦君 宮崎 岳志君

室井 秀子君 山尾志桜里君

山口 和之君 山崎 摩耶君

山井 和則君 あべ 俊子君

菅原 一秀君 田村 憲久君

谷畑 孝君 永岡 桂子君

長勢 甚遠君 西村 康稔君

松浪 健太君 松本 純君

坂口 力君 高橋千鶴子君

阿部 知子君 柿澤 未途君

厚生労働大臣

厚生労働副大臣

内閣府大臣政務官

厚生労働大臣政務官

厚生労働大臣政務官

経済産業大臣政務官

長妻 昭君

細川 律夫君

泉 健太君

山井 和則君

足立 信也君

高橋 千秋君

政府参考人
(厚生労働省医薬食品局長) 高井 康行君

政府参考人
(厚生労働省職業安定局長) 森山 寛君

政府参考人
(厚生労働省職業能力開発局長) 小野 晃君

政府参考人
(厚生労働省年金局長) 榮畑 潤君

厚生労働委員会専門員 佐藤 治君

委員の異動
三月十九日

辞任

岡本 英子君

菊田真紀子君

樋口 俊一君

福田衣里子君

武部 勤君

棚橋 泰文君

江田 憲司君

同日

辞任

阿知波吉信君

小原 舞君

中野渡詔子君

山尾志桜里君

谷畑 孝君

永岡 桂子君

柿澤 未途君

補欠選任

山尾志桜里君

阿知波吉信君

小原 舞君

中野渡詔子君

永岡 桂子君

谷畑 孝君

柿澤 未途君

同日

補欠選任

菊田真紀子君

樋口 俊一君

福田衣里子君

岡本 英子君

棚橋 泰文君

武部 勤君

江田 憲司君

本日の會議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

雇用保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)

○藤村委員長 これより會議を開きます。
内閣提出、雇用保険法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として厚生労働省医薬食品局長高井康行君、職業安定局長森山寛君、職業能力開発局長小野晃君、年金局長榮畑潤君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ぶ者あり〕

○藤村委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○藤村委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。加藤勝信君。

○加藤(勝)委員 おはようございます。自由民主党の加藤勝信でございます。

まず、質疑に入る前に、一言委員長に申し上げます。先週の日曜日でございますけれども、私も、子ども手当法案、いろいろまだまだ審議を尽くせない、また、答弁は決して十分とは言えない、そういう状況の中で強行採決が行われた。外国人で、特に子供さんが外国にいる場合どうなんだ、今多くの国民の皆さんからこういう指摘があり、財源問題、さらには、そもそも政策目的がはっきりわからないじゃないか、こういう議論が山積している中で、当委員会の職責が十分に果たされることなく強行採決がなされたことは、大変私ども遺憾だというふうに思っております。本来の私どもの委員会の職責をしつかりと果たしていけるような適正な運営を今後お願いすることを、まず委員長に申し上げたいと思っております。

その上で、まず、今申し上げた子ども手当法案の関係、今参議院の方で審議されております。これに

関して、一つ関連で質問をさせていただきたいと思ひます。

当委員会でも大臣とも議論をさせていただきまして、いわゆる児童養護施設入所児童等、子ども手当の支給がされないこうした子供さん方に対して、安心子ども基金を活用される、こういうお話がございました。

そして、その安心子ども基金の活用において、ここはまず確認をさせていただきたいんですけれども、児童養護施設に入っている子供さん全員が子ども手当の支給を受けられないわけではなくて、例えば措置入所等、あるいはそもそも御両親がいらっしゃらない、こういう子供さんは子ども手当の支給対象外でありますけれども、何らかの事由で親御さんが施設に預けておられる、こういう場合、まさに生計維持及び監護と関係がある、こゝみなされる場合には支給対象、こういうことになるわけです。

そういったしますと、児童養護施設の中に入っている子供さんで、いわば、親御さんがいることになりましてけれども、子ども手当の支給を受けていない子供さんと子ども手当の支給を受ける子供さんがおられる。この御両者について、安心子ども基金によるこの事業についてはその対象を区別するか、あるいは施設内である子供さんは同一として扱うのか、そこをまず確認させていただきたいと思ひます。

○長妻国務大臣 今のお尋ねでございますけれども、施設に入所されているお子さんというのは、今おっしゃられたように、御両親がおられないお子さん、そして御両親がおられるお子さんという理由で施設に入っておられるお子さんということ、御両親がおられないお子さんは基本的に子ども手当が出ませんので、それと同じ金額を子ども基金から施設にお支払いする。そして、親

がおられるお子さんで、当然親の要件がございませう、生計同一、監護しているということがあれば、その親御さんに出るということであります。

その中で、これも基金から施設にお金につきましましては、基本的には親御さんがおられないお子さんに重点に使用してほしい、こういうようなことで我々は考えているところであります。

○加藤(勝)委員 今の基本的なところと重点にいうところをちょっと確認したいと思えます。

これは、施設を運営されている人にとっては大変大きな問題であります。したがって、そここのところの、そもそも、両者を分けて、子ども手当の支給対象者にならない子供にこの安心子ども基金の事業、何をするかわかりませんが、結果としてその子供だけにそうした事業を行え、そういう指示、あるいは運用方針というんですか、そういうことになるんですか。

○長妻国務大臣 今申し上げたとおりでございます。これも基金から施設にお金は、それは施設全体で使うのではなくて、親御さんがおられないお子様のために使つてほしいというようになことをお願いするというところでございます。

○加藤(勝)委員 この話は、児童養護施設の団体の皆さんとお話をされましたか。

私も地元にある養護施設の施設長さんとお話をして、とてもじゃないけれどもそれはできないと。大体、子ども手当を支給される親御さん、中には、これを、出たからと持つてこられる方もいないわけではあります。しかし、大体のケースは、まずそれはありません。となると、施設側でやろうとすれば、施設の子供さんに区別をつけるわけにはいかない。異なる取り扱いをするようなことになる、施設内が大変なことになる。となれば、この事業を実施しようとする、この事業の対象にならない子供さん方に対し、施設は別途手当をせしなさいいけない。ただでさえ厳しい経営状況の中で追加的な負担が求められる、これは大変だよ。

こういう声が私の耳には入っておりますけれど

も、大臣の耳には、児童養護施設のそうした経営をされている、運営をされている方々の声はどんな声が入っているんですか。

○長妻国務大臣 これは、厚生労働省にもお越しただくなど、施設の責任者の方と意見交換を何度かさせていただいております。

その中で、我々も考えておりますのは、子供の間に心理的な影響が生じないような使い方の配慮をするというようなことで、例えばそのお子様に特化してお金を使うときに、余り他の子供に目立つような華美なものに使わない等の配慮をしていくというようなことについても、いろいろな施設の責任者の方と意見交換をさせていただいているところであります。

もちろん、この基金の配慮がなければ、施設に入つておられるお子さんの中で親御さんがおられる方は子ども手当が出る、そして施設に入つて親御さんがおられない方は子ども手当が出ない、そしてそれに見合うお金も一切ない、こういうことではいかかかなものか、こういうような意見は、やはり私が聞いた範囲では、施設の幹部の方というのはそういう意見が多かったのではないかと思います。

○加藤(勝)委員 子ども手当というのは子供に着目している、そして、この子供、特に児童養護施設に入っている子供さんに対して、親御さんには支給されるけれども、残念ながらその手当は子供さんに、あるいは施設にはほとんど行かない、これは実態です。

私は、今大臣が最後におっしゃったようなことを本当に児童養護施設の皆さん方が言っているのかな。もし仮にそういうことがあれば、少なくとも団体から、あるいは団体を代表する方々から、いや、今大臣がおっしゃったようなやり方ではないんだ、そういうようなお話があった、こういうふう認識してよろしいですか。

○山井大臣政務官 この件については、私も現場の方々、団体の方々とお話をしましたので、お答えを申し上げます。

最初に申し上げますが、この件については、非常に、本当に悩ましい問題であります。御存じのように、児童手当では両親のいない子供には一銭も出ていなかったというわけでありまして。そういう現状を踏まえて、民主党の政策会議の中でも、子供の育ちを社会全体で応援するという子ども手当の趣旨の中で、やはり一銭も出ないというのはおかしいのではないかと、本来そういう子供たちを応援すべきではないかという問題提起もなされました。しかし、加藤委員が御指摘されるように、逆に、施設に出せば、監護をしている親がいても、児童養護施設に入れている子供のためにもしかしたら使われない親もいるかもしれない、そうすると、逆転現象になるのではないかと議論もなりました。

それで、現場の里親の方々、児童養護施設の施設長の方々と議論をさせていただきました。その中で、加藤委員御指摘のように、配つても確かに悩ましい問題はある、施設内での平等をどう保つのかという議論もある。ただ、さまざまな議論を聞く中で、その議論はやはり悩ましい問題として引き続き議論はするけれども、やはりそもそも、子ども手当が一万三千円、六月以降出る中で、両親のいない子供のような社会的養護を一番必要とする子供たちに一銭も出ないというのはやはりおかしいんじゃないかという声が強いことを受けて、今回の方針にさせていただいたところであります。

ですから、加藤委員がおっしゃるように、その次の段階としては、逆に安心子ども基金から出る子供の方が、ほかの監護している親から子供に来るような取り扱いよりも不公平にならないように、そのことはやはりしっかりと議論をして検討していく必要があると思っております。

○加藤(勝)委員 政務官、今、議論をして検討していくって、二十二年、今始まるんでしょ。そして、二十二年中にまさにそういう問題が起きてしまう、そこを申し上げている。私はこれ以上議論する気はないんですが、確かに

に今回、子ども手当、施設の中において受給される方、受給されない方がいる。それを踏まえた措置であることは、まさにそうでしょう。しかし、それを踏まえた措置であるというのを施設長さんが十分認識してやってくれ、そこから先は施設長さんに任せますよ、こういうやはり弾力的な運用にしないかと、預けておられる親御さんにももちろんいろいろあるし、施設の状態も違うから一律には私も言おうとは思いませんが、ただ、私が聞いたような施設等々、ほとんど持つてくることはありませんよ、これまでもそうでしたよ、場合によつては子供に出たものを取りに来られる方もおられますよ。

多分、聞いておられると思います。その実態にに応じてやるようには少なくともしていただきたい、これをお願い申し上げます、次に入らせていただきます。

次に、輸入インフルエンザワクチンについて、契約交渉をされるということでございました。その後の経緯をちょっと教えていただきたいと思えます。

まず、現在、輸入ワクチンの在庫をどのくらいお持ちですか。それから、国内のワクチンの在庫はどのくらいございますか。

○高井政府参考人 お答え申し上げます。まず、国産ワクチンでございますけれども、契約数量が約五千四百回分、現時点での出荷数量は約三千九百万回分でございます。国の在庫量、流通市場への未出荷分でございますけれども、約千五百百万回分でございます。

輸入ワクチンの方でございますけれども、契約数量が約九千九百万回分、二月までの出荷数量は二千四百三十六回分、国の在庫量は約三千六百万回分でございます。

○加藤(勝)委員 まず大臣にお伺いしたいんですが、二月、三月、大変ありがたいことに、新型インフルエンザも終息に向かつてきている。そういう中で、余りワクチンの出荷も出ていない、政府から病院等の方へは出ていない、こう

いうことだと思ひます。

そういう中で、今、輸入ワクチン、この三千六百万回分を既に購入されている、九千九百万回分のうちの三千六百万回分を既に購入されているというわけでありませうけれども、これは契約交渉との関係で、三千六百万回分はいずれにしても必要だ、こういう判断でお買いになつてゐるんですか。

○長妻国務大臣 今申し上げましたように、輸入ワクチンでございませうけれども、これは契約数量のすべてを今月末までに日本国へ引き渡す、こういう契約となつておりまして、その一環として、今現在三千六百万回分が在庫として日本国にあるというようなことであります。

今まさにこの輸入二社とかなり厳しい交渉をしている途中でございませうので、なかなか詳細は申し上げられませうけれども、私どももいたしましては、この余つたものについて、できる限りそれは支障のない形で返却をするというようなことで交渉をしているところでありませう。

そして、この三千六百万回分については、今のところ、これについては備蓄をするというような方針で我々としては考えております。

○加藤(勝)委員 済みません、確認させていただきますけれども、返還するというか、九千九百万回分のうち既に購入した三千六百万回分を除く六千三百万回分については、これは契約交渉ですから、交渉いかんですけれども、大臣のお考えとしては、これは契約の解消を図りたい、こういうふうにお聞きしていいんですか。

○長妻国務大臣 今おっしゃられたことについて、詳細は、今交渉中でありませうけれども、これはいろいろな考え方、バリエーションというのがあるわけでありませうけれども、基本的には今おっしゃられた枠の中で交渉をしているというようなことであります。

○加藤(勝)委員 いずれにしても、三月中ということではございませうから、残すところ十日少々ということになりますか、その段階で、またどう

いう結論になつたか、これははっきりと公表していただきますね。

○長妻国務大臣 これについては、決着したときには契約をもう一回交わすということになりますので、そうしましたら、その契約内容について、日本国と相手社と話して、私としてはできる限り公表をしたいと思つておりますけれども、その会社との話し合いの中で、できる限りの公表というのを、もちろん国会の質疑の中でも公表させていただきたいと思ひます。

○加藤(勝)委員 輸入ワクチン約九千九百万回分で千二百六億というところでございしたから、今、その約三分の一が購入されている。したがつて、金額ベースで八百億弱ぐらいの予算がどうなるかというのは大臣の双肩にかかつてゐるわけでありませうから、その思いを受けてしっかりと交渉をしていただいて、その成果を発表していただく日をお待ちしております。

次に、大臣、この間、日本年金機構の方へ視察に行かれた、こういう記事がございました。記事によりますと、これはだめだなどと言ひ改善を指示した、掲示物が小さくて見えにくい、記入用紙がわかりにくい場所に置いてあるなどと次々にというところであります。また、違ふ新聞では、年金サービスコンテストを実施する方針を大臣は固めた、こういう記事がございませうが、これは、具体的に、まず視察において個々に指示をされた、そういうこと、この記事の内容は間違ひないのですか。

○長妻国務大臣 この視察は、私一人がお邪魔したわけではございませんで、年金記録回復委員会というところで、有識者の先生方、社会保険労務士の方々、非常に年金の記録関係に詳しい方々も皆さん一緒にやつて、それを拝見して、かつ、その視察をさせていただいた後に、何時間かかけて、近くの会議室をとつて、そこで再度議論をしたところでありませう。

これまでも、年金機構が発足する前にも、サービスについてのお客様との十カ条というようなこ

とも決めさせていただいてゐるわけですから、改めて、サービス向上のために、いろいろな細かい議論がその会議で出て、それを一つ一つクリアしていきましようということ、今も定期的に、日本年金機構と私どもと回復委員会の先生方と協議の場を持つております。

その中で、この視察の後に決まつたことは、三百十二ある年金事務所の中で非常にいいサービスをしている事例もその場で報告をされましたので、こういう事例は全国に広めたいと思つたというふうなこともありまして、サービスコンテストをするということを決めさせていただいたわけでありませう。

○加藤(勝)委員 そうすると、一々現場でこれをしなさい、あれをしなさい、そういう指示をしたという事実ではないということですね。

○長妻国務大臣 もちろん、私がちよつと行つて指示をして、それで全体がすぐ変わるわけではありませんで、一定の指示はいたしましたけれども、それは、回復委員会の先生方の意見もその後の会議で聞いて、では全事務所に指示をすべきポイントはこのようポイントだということの議論があつたわけでありませう。

そして、大きくは、サービスを競ひ合うサービスコンテストを全事務所で競ひ合つて、そしてベストテンかベスト二十か、そういうサービスを評価して、そして最終的には政務三役や日本年金機構の理事の皆さんの前で発表して、いいものはほかの事務所でも取り入れる、こういうようなことを定期的にやつていきましようということを確認いたしました。

○加藤(勝)委員 先ほどからちよつといろいろ聞かせていただいているのは、社会保険庁、これは外局でした、そして今、日本年金機構、独法までにはいつていないけれども、その間ぐらゐというところから、これは割と、監督をこうしなさいとか、法律にかなりきめ細かく書いてあります。御承知のように、第一条においては、厚生労働大臣の監督の下に、厚生労働大臣と密接な連携

を図りながら、とは書いてありますけれども、個々については、こうやつて監督しなさい、こうやつて調査しなさい、る書いてあるわけでありませう。

やはり、一つの組織、これは少なくとも日本年金機構には理事長がおられるわけでありませうから、その方のものでしつかりやつていただく、それが前提の中で、厚生労働大臣ないし今の有識者の皆さん方がこうだあだという議論は私はあると思ひます。ただ、直接、今お話があつたように、コンテストそのものを大臣の前でやるというのが本当にいいやり方なのかどうか。

コンテストみたいな方法はあるよ、それは示唆としてあると思ひます。そして、それをしつかりやつてくれというのがあると思ひます。しかし、逐一、これをせよ、あれをせよということをお大臣がおやりになるというのは、この組織のたてりとして私は必ずしも適切ではないんじやないか。それはそれぞれつかさづかさに任せられて、その方に対して指示をされる、それが組織のあり方ではないか、また大臣のあり方ではないかというふうには私は思ふので、我々議員が行つて現場でいろいろ議論をするのはあると思ひます。これはちよつとおかしいね、これはあると思ひます。

しかし、大臣はやはり法律に基づいてさまざまな権限を持つておられるわけでありませうから、その大臣が現場に行つて、新聞記事を見れば、その職員の方々に対してこれをしろ、あれをしろと細かく指示をするのは、組織のたてりとして、組織のあり方、それぞれのあり方として私は必ずしも適切ではないんじやないか。そして、言うべきときには、今申し上げた法律にのつとつてしつかり指摘をするべきじやないか、こういうふうには思ふんでありますけれども、大臣の所見をお願いしたいと思ひます。

○長妻国務大臣 もちろん、紀陸理事長という理事長がおられて、この視察に行つたときも一緒にそれは見せていただき、その後の長時間の討議の場でも紀陸理事長と一緒に議論をし、これまで

も、ほぼ必ず議論をするときは紀陸理事長立ち会
いのもと、紀陸理事長の御意見もお伺いしながら
議論をしている。

そしてもう一つは、これは日本年金機構と協定
書を交わさせていただいております。これは普通
のそういう特殊法人等々では異例だと思います。
といえますのは、これは、我々野党時代も、日本
年金機構になると非常に国の関与が薄くなって、
この年金問題が置き去りにされるのではないかと
いう懸念を持っておりまして、日本年金機構
はそういう経緯もある団体でありますので、協定
書を結んで、厚生労働省と本当に一体となって
やっていきますということで、紀陸理事長も合意
の上、やらせていただいている。

ただ、今おっしゃられたように、非常に重要な
ポイントだと思います。つまり、何でもかんでも
厚生労働省が直接やると、日本年金機構の職員
が、ではどこを見て仕事をするようになってしま
うのか。つまり、理事長の求心力を高めるという
ことが非常に重要なポイントだと私も思っており
ます。

そういう意味では、紀陸理事長と今は二人三脚
という意識で私はやっておりますけれども、一定
の仕組み、一定の軌道に乗っていくことがあれ
ば、もう全面的にお任せをしていくということであ
ります。この組織は、当然御存じのように、過
去大きな、社会保険庁ということで不祥事を起こ
した組織で、ある意味では一たん、会社でいえば
倒産をして再建をしている組織だという意識もあ
りますので、そういうような形で足りなきよう取
り組んでいくということでもあります。

○加藤(勝)委員 後半の御答弁でありました、基
本的に職員の方は理事長に対してしっかりとやる
ということ、しかし宣誓書が何か出すようになって
来たと思えますけれども、やはりそういう意味では
まさに新しいスタートでありますから、理事長が
しっかりとリーダーシップを発揮していただく、そ
して、それはもちろん大臣がチェックをしていた
だく、そういう組織としてのあり方、そこは踏ま

えていただいていると思えますけれども、引き続
きそういうところにも留意して進めていただきた
いというふうに思います。

それでは、雇用保険についてお伺いをしたいと
思います。

まず、雇用保険を議論するに当たって、毎月勤
労統計調査というのがございまして、その調査に
よりますと、月間の平均現金給与総額というの
が、平成二十年と二十一年を比べますと三・八%
も減っているということであります。二十一年度
の水準が三十一万五千二百九十四円、こう出てお
りました。したがって、約三%、一万円か一万二
千円、年間でいえば十一万、二万円ぐらい給与が
落ちています。大変給与所得が減少した、という
一年であつたわけでありまして。

そして、それに加えて、平成二十二年度の経済
見通しの雇用所得に行きますと、これは政府が出
しておられるわけでありまして、マイナス
〇・七%ということでありまして、引き続き減
少傾向が続く、こういう中でございまして。

そこで、お手元に資料がございまして、私も、
私のページのページ目でありまして、厚生労働省
の方でちよつと試算をいたしました。厚生労働省
は、これは、平成二十二年度は、雇用保険だ
けじゃないんです。今の流れでいきますと、い
わゆる健康保険、この協会けんぽも保険料率が約
一%、一・一%引き上げられる。厚生年金や介護
保険料も引き上げられる。こういうことになって
おります。

例えば中小企業に勤める年収三百七十四万のサ
ラリーマン、これはいわゆる協会けんぽの平均的
な年収をここで出させていただいておりますけれ
ども、その方について、平成二十二年度の保険料
の増加額は、この表の二万一千円、六千円、六
千円、七千円を足しますと、トータル四万四千
円ということになります。年間四万四千円上る。
一方で、先ほど申し上げたように、三・八%で
すから、年間十二、三万、あるいは場合によって
はもっと多いかもしれません、所得が減り、そし

てことしその所得がふえないだろう、こうされ
ている中で、さらに四万円もの保険料の負担が引
き上げられる。

このことについて、大臣、どういうふうに思っ
ておられますか。

○長妻国務大臣 今回の試算でございまして、け
ども、これについては、本当に今景気も厳しい
中、この増加額を極力抑えていこうということ
で、協会けんぽにつきましては、今まで国庫負担
補助率が下げられておりましたけれども、それを
もとに戻していこう、こういうような取り組みも
させていこう、本来であればもっと増加する
ところをぎりぎり抑えているというつもりであり
ます。

それと、雇用保険につきましては、これは御存
じのように、失業等給付に係る保険料というのは
本則が千分の十六ということですが、平成
二十一年度には軽減の措置をされたということが
ありました。この失業給付の厳しい状況にかな
がみ、これは上げたというよりも原則の形、千分
の十六にしたというところでありまして、弾
力条項というのを使わせていただいて、千分の十
二という形でぎりぎりの御理解をいただきたい
ということを取り組んでいるところであります。

○加藤(勝)委員 要するに、大臣は、年収が十
万円以上を超えたサラリーマンの皆さん方に、四
万円ぐらいは負担してほしいじゃないか、四万
円という御判断だ、こういうふうに承らせていた
だきました。

その上で、今のはミクロの数字であります、
今度は、マクロの数字として下の方にさせてい
ただきました。健康保険で八千億、国民年金、厚
生年金、雇用保険が五千億、これだけ足しても一
兆六千億。それに加えて、組合健保、国民健保、
後期高齢者、介護保険、共済等々がありますか
ら、全部足すと二兆円をはるかに超える、こうい
う金額が国民の懐から吸い上げられていく。大変
な負担増になっている。

況の中で、もちろん財源の確保をしてこれにしつ
かり当たっていかなくちゃいけない、我々はそう
思っております。しかし、民主党の皆さん方はま
だそこまで踏み込んでいただいていないようであ
りますけれども、その問題と、こうした負担額が
ふえる背景の中には、逆に、そのベースとなつて
いる給与が下がってしまった、上がらない、こう
いう事情があつて、結果的に保険料収入が減るか
らその分を補完するために引き上げている、こう
いう部分もあるわけでありまして。

私は、特にその部分を、この厳しい状況の中で
さらに国民の方に負担を求めるというようなこと
は、そうした福祉という観点から、また景気に対
する配慮という観点から、本当にすべきことなん
だろう。まさにそういうことにしっかりと手当
てをすることの方がより大事で、やるべきこと
ではないか、私はこういうふうに思うわけであり
ます。

そういう中で、ここは意見の違いだというふう
に思います、それでも取る方がいんだ、やる方
がいんだと。むしろ、こういうところこそ、国
が一時的な肩がわりをする等支援をしていくとい
うことが本来の姿ではないか、私はこういうふう
に思うわけでありまして。

そういう中で、大臣から今雇用保険のお話がご
ざいました。お手元に配らせていただきました二
ページ目でありまして、失業等給付関係収
支状況というのがございまして。

二十二年度予算案のずっと下の方の積立金残高
の数字を見ていただきますと、二十二年度末には
三兆九千七百九十九億円、約四兆円の残高が予算
上予定されております。もちろん、これから支
出、失業等給付がどうなるかは一概にはわかりま
せんから、これはあくまでも予測ということにな
ります。

そして、下の方に小さい注があります。注の四
番目にはこう書いてあります。「二十二年度予算
案の積立金残高は、特例措置により雇用安定事業
費を支弁するために必要な四千四百億円が減額さ

れている。したがって、もし減額されなかったら四兆四千億がある、こういう計算なんだろうというふうに思うわけであります。

そして、先ほど私が申し上げた、平成二十一年度が千分の八のものを平成二十二年度は千分の十二へと五割も引き上げる、こういうことでありますから、仮に五割引き上げなかったら、先ほどの数字でいえば五千億あるいは六千億ぐらいの減取になります。それでも積立金残高は、仮に四千四百億円の繰り入れを行っても、なおかつ三兆三千億あるいは四千億がそこに残るということになります。

こうした状況の中で、さらに積立金、これは将来の失業等給付が急速に拡大した場合ということでありまして、残念ながらこの表にはありませんけれども、これまで一番多かったのが平成十年から十二年度、保険料収入とそのときの失業等給付の差額を見ると最大約一兆円、こういうことになりました。そうすると、三兆幾らもあれば、一兆円の赤字が三年続いても対応できる、私はこういう数字だと思います。

前にここで、江田委員からもたしか御指摘があったと思います。本当にどのくらいの積立金が必要なのか、これは我々ももう一回反省も含めて考えなければいけないと思いますけれども、先ほど申し上げた、給与がこれだけ減っている、そしてことしもまだまだその状況が続くという、いわゆるサラリーマンの方々の給与所得の実態を考え、そして、失業等給付の勘定の積立金がまだ三兆円以上も、いやいや、三兆四、五千億もあるよ、こういう状況を考えれば、当然、二十一年度と同様に特例的な措置をとって千分の八にしておくといいことが妥当な、適切な対応ではないかというふうに私は思いますが、大臣の所感をお聞きしたいと思います。

○長妻国務大臣 雇用保険という保険でございませうけれども、ある意味では、これは一つの国家の危機管理という側面もあるのではないかと思います。うに考えております。

御存じのように、かつては、例えば平成八年、九年というのは四兆円程度の積立金があったわけでありまして、平成十四年度には、やむを得ず、これはまして、平成十四年度には、やむを得ず、これは積立金が急速に減ったということで、年度途中で保険料を引き上げるという意味では非常に申しわけないことが起こり、給付日数も減らすというふうな対応をとらざるを得なくなったという過去の大きな反省があると思います。

それを繰り返さないためにも、やはり、先行き不透明な中、確かに有効求人倍率とか失業率というものは、数字上は若干の改善はありますけれども、私どもの認識としては、持ち直しつつも、依然として厳しい、予断を許さない状況であるということもあって、こういう水準を維持すべきということ、ただ、弾力条項がありますので、千分の十二ということをお願いをしているところでありま。

○加藤(勝)委員 今の大臣のお話でありますけれども、もちろん、将来の予想というのは非常に慎重に見ておかなきゃいけない、いろいろな事態にに対して対応しておかなきゃいけない、特に事が失業等給付に関する事業でありますから、それはそのとおりだと私も思います。

しかし、そういう中で、やはり大臣として御判断いただきたいのは、その部分として今働いている方々が置かれている状況、このバランスをどう考えて決めるのか、これが政治だと私は思います。今の大臣の答弁を聞いてみると、非常に役所的なんですね。役所の方々はこの失業等の関係収支、これを大事にしたい。しかし、そこで働いている方々の生活、それをどう考えるか、そこをしっかりと指摘するのが私は政治の役割だと思。

そういう意味で、これだけまだあるし、過去を見たら、一年間でいえば一兆円ずつしか減っていない、そしてこれから我々も頑張つて経済成長していこう、こういう意思を持っておられると思います。それであれば、やはり今の状況で、そし

てサラリーマンの皆さん方の厳しい状況の中で、幾ばくかでもその負担を減らしていく、こういう判断をされる、これがまさに政治主導であり、政治判断である、私はそう思います。

そういう観点から、私どもとして、二十二年度も引き続き千分の八でやっていると修正案を近々にお出し、またそれをもつてしっかりと議論をさせていきたい、そのことを申し上げておきたいと思。

その上で、次に入らせていただきたいと思。先ほどちよつと触れさせていただきましたけれども、雇用保険二事業への繰り入れについてでございます。

これは先般の補正予算関連の法案のときにも議論になりました。そもそも失業等給付は、労使折半の保険料と国庫負担によって成り立っている事業であります。雇用保険の二事業は、事業主の全額負担によって成り立っている事業であります。そもそも事業の質が違ふから財源構成が違っている、こういうことになるわけでありま。

それからもう一点、大臣は、年金の保険料の関係では、本来その目的以外には使つてはいけないんだ、事務費にすら使つてはいけない、こういうことを強く御主張されてこられました。やはりそういう関係のこれまでの御主張と考えると、この雇用保険二事業に繰り入れるというのはどうも納得できないな。

やはり素直な姿とすれば、確かに雇用保険二事業をやつておられます雇用調整助成金等の事業、これは非常に活用されております。まだまだ規模も大きくなる可能性、あるいはこの規模が、若干今取れんしているかもしれないけれども、高い水準で推移していくということもあります。しかし、これを支えるとするならば、私は、国庫補助を直接入れるか、あるいは雇用保険二事業が、こうした失業のお金から取るのではなくて、別途の形で借り入れを行う、これが本来の姿ではないかな、こういうふうに思いますけれども、大臣

は、何でこういう形での、失業等給付に本来使すべき積立金から繰り入れをする、こういう措置をとられるわけですか。

○長妻国務大臣 まず一つ、御存じのように、雇用保険二事業、以前三事業と言つておりましたが、これは今御指摘のように、全額が事業主負担のみで賄われているということでありまして、ここに例えば一般会計を入れるとなると、今までにない話にもなり、なかなか、御理解がいただけるのかということもあります。その中で、この二事業は雇用調整助成金などで非常に大きな負担がかかりますので、そういう意味では、失業給付の本体の会計、勘定からお借りをするということになります。

その意味は、雇用調整助成金、例えばそれを拡充すると、これは失業者が会社の外に出て雇用保険を受給するということがなくなるわけでありま。すので、そういう意味では、企業の中で休業という形でとめていたいたは、その休業補償の一部を出すという措置をすることは、失業保険がふえることも抑える効果があるということで、関係係にある。こういうようなことも考え、そこからお金を貸すというような措置をさせていただいているところでもあります。

○加藤(勝)委員 いやいや、関係係とか言い出せば、例えば年金だって、事務費というのは関係係があるじゃないですか、それぞれ。あるいは密接な関係がありますよ。それはだめだ、本来保険料は給付に充てるんだ、こう主張されたのは大臣なんですよ。

やはりその原則というものをしっかりと守らないと、この話、今の大臣のお話で続けていけば、だんだん雇用保険二事業が厳しくなってきた、政府の財政も厳しい、では失業等給付からお金を少し入れちゃおうか、直接、繰り入れじゃなくても入れてしまおうか、こういう方向だつてあり得る道筋を進んでいく、私はこういうふうに思います。もう一点、では追加でお聞きをしたいと思。

お手元にご置きます資料で、四ページ目になります。今、失業等給付の積立金、これは財政融資資金の預託金に預けられております。これを見ますと、大体三年以上に多くのお金、これはちよつと時点が違いますから残高は変わってくるわけでありまうけれども、集められているわけでありまうから、右側の直近利率を見ますと、〇・二から〇・七、真ん中をとれば〇・四、五ということになるわけでありまう。

仮に、四千四百億円、これを財融に預けておけば、〇・四で回せば十五、六億円の収入が、この失業等給付のところに入つていた。これを二事業に使つてしまへば、本来得べきそうした利子収入、利息収入を喪失することになりまうけれども、これは大臣、補てんされるんですか。

○長妻国務大臣 今のお話は、失業等給付の積立金から雇用二事業に繰り入れる、貸し出すということに利子をつけたらどうかというお尋ねと同意でもあるというふうに思います。

これについては、同じ特別会計の中の二事業、同じ勘定の特別会計の中で資金を融通するということと、先ほど申し上げた雇用調整助成金が失業等給付についての抑制効果が高いということとを勘案しております。この利子をつけないというのとについては、保険料を御負担いただいている労働者の御了解もいただいているところであります。過去の事例、平成十五年に創設された失業等給付費のための雇用保険二事業からの借り入れ制度というのがありましたけれども、その制度においても、利子をつけないというふうにされたところでもあります。

○加藤(勝)委員 過去の制度はともかく、今私が申し上げたいのは、得べき利益も、実は、本来であれば失業等給付のところに積立金に入つていた、十五億、例えば〇・四で運用すれば、その十五億は、全く無償で二事業に入れたらしたというところなんですね。だから、まさに失業等給付のお金をそれ以外に使つてしまふ。返してもら

うんじゃないですよ、使つてしまふ。この先鞭を、そんなことをしてはだめだと言つてきた長妻大臣がまさにおやりになる、そういうことじゃないですか。

だから、金利の話がありますけれども、本来、機会費用ですから。まさにそこに費用が発生しているというか、本来であれば十五億、積立金が積み上がるべきその十五億を雇用保険二事業にそのままずぼんと入れてしまつた、まさに流用しました、そのことはお認めいただけますね。

○長妻国務大臣 これはもちろん法律によつて今御議論をいただいているところでありまうので、これについて、繰り返しになりますけれども、国家の危機管理という観点から見ても、この雇用二事業と雇用保険本体とは、雇用調整助成金が本体の増加を防ぐ抑制効果もあるというふうなことで我々としては皆様に御審議をお願いしているということでありまして、何か隠れてそこを流用するとか、そういうことではありません。

○加藤(勝)委員 いやいや、隠れた流用ではなくて、表でも流用してはいけないうと大臣はおつしやつていたじゃないですか、保険料はその目的以外に。だから、今回その先鞭をつける。そして、もしかするとこれをきつかけとしてどんどん広がっていく可能性もあるよ、だから多分厳しく、これはだめだということを大臣はおつしやつたんだと思いますよ。

財政が厳しくなると、いや、過去にこういう事例があるじゃないかと。私も財政当局におりましたから、過去の事例を突き出して、これをやつてきたじゃないか、だからこれもいいじゃないかと広げてきた、そういう反省も持つております。そういう意味で、いや、だからこそ大臣は、そういう原則を曲げたらだめだということ強くおつしやつてこられたんですよ。その大臣が、ここ

でまた穴をあけちゃうんですか。しかも、本来十五億、これは金利運用だからわかりませんけれども、あるべきお金を、繰り入れただけじゃなくてまさに流入してしまふ、その先鞭

けをつける。言つてきたこととやることと全然違うじゃないですか。完全に政府側に入つて、政府側のいろいろなものを吸収された。いい部分は吸収していただきたいと思ひますけれども、悪い部分はやめていただきたい。

本来の姿、やはり大臣、これはおかしいです、正直言つて。少なくとも、大臣のこれまでの主張とは全く異なる。これをおやりになるんですか。もう一回確認いたします。

○長妻国務大臣 私の考えは、野党時代、例えば、年金保険料を使つてゴルフボールを買つて、ゴルフ練習場でゴルフクラブもそれで使う、これはだれが考えてもおかしいものについてやめさせていくということ、年金教育、年金広報はこの政権でやめるということにしたわけでありまして、これは、事務費の浪費型流用ということではもちろんないというふうにしてつております。

事務費というのは一方的にそこで消費されるものでありますけれども、これはあくまで貸し出しであります。後で必ず返していただく、雇用二事業に黒字が出たときにそれを返していただく、こういう性格のお金だということに承知しております。

○加藤(勝)委員 いやいや、元本の話じゃなくて、少なくともいわゆる利息部分を考えたら、本来失業等給付事業が得たであろうお金は、そのまますずぼんと二事業に行つてしまふんですよ、大臣。

だから、本来失業等給付に使ふべきお金が雇用保険二事業に使われてしまふ。そして、雇用保険二事業の中身も、雇用調整助成金だけじゃないでしよう、これから仕分けの対象になつてくる部分も多分あると思ひます。いろいろなもの、相当な事業が入つています。やはりそういう流れがあるからだめだ。さつき言つたゴルフボールは、ちよつと極端な例だと私は思ひますよ。

事務費にも使つてはいけないう、これは年金のときにもここで議論になりました、残念ながら、平成二十二年度はその一部しかできなかったという

御発言もありましたけれども、そういう方向に行こうとされている中で、逆方向へ進めていく、それはやはりおかしい、私はそういうふうと思ひます。

それから、もう一つお聞きをしたいと思ひます。

年金に關しては事務費は使つてはいけないう、こういうお話がありましたけれども、失業等給付に係る事務費は、平成二十二年で一千四百三億計上されております。このうち、国庫負担金は八億であります。残り一千三十五億は保険料から賄えというわけでありまう。

この点について、足立政務官、年金保険料流用禁止法案を出されましたよ。そうすると、年金保険料の事務費は流用しちやいけないけれども、雇用保険の事務費は流用してもいい、こういうふうにしておられるんですか。

○足立大臣政務官 保険制度は、私、多分加藤議員と同じだと思ひますが、原則は、受益者負担ということとを考えると、保険料財源で負担するというのは本来の姿だと思つております。

ほかの例も挙げさせていただきますけれども、雇用保険についても、労使話し合いのもとで、双方の理解の上で、保険料財源で負担するということとは原則ですけれども、一部は国庫負担になつてゐる。これはもう御案内のとおり、今八億という話がありました。

そのことと、先ほどの保険料流用禁止の話ですけれども、私のとらえ方としては、原則は先ほど申し上げたとおりで、保険料でいいと私は思ひますけれども、保険料の流用禁止法案というのは、国民の皆さんに年金制度というものが非常に失望感を与えてしまつたということの中で、それを回復するためには、まずは年金記録をしつかり回復させて、本来給付がいただける方にはしっかりと給付が行き届くようにということと、保険料は給付以外には使われないんだということの政策判断の一つだったんだらう、私はそのようにとらえていま

○加藤(勝)委員 よくわからない答弁でありました。

例えば、今回、年金記録の確認に係る事務費、これは保険料から使うのは申しわけない、これはまだわかりません。ただ、年金の関係に本来係る事務費、これも保険料から使っちゃいかぬ、こういうお話だったと私は理解をしております。

そういう意味において、この部分についてはこうだ、この部分においてはこうだ、さつきも申し上げましたけれども、年金の方はもう事務費にも使っちゃいけない、雇用保険の方は、本来得るべき利益も、こういう失業等給付に充てるべきお金もそれ以外の雇用保険二事業に使つてもいいという、何か、哲学というか理念が残念ながら全く見えないな、こういう思いがいたしました。

もう一回申し上げておきますけれども、やはりここはきちんと筋を通したことをしておかないと、本当に前例というのは将来にいろいろな禍根を残す、このことを強く指摘しておきたいと思えます。

最後に、五分残っております。

民主党は、マニフェストで、すべての労働者を雇用保険の対象にするということをおっしゃっておられます。それに対して、今回の法律では、週所定労働時間二十時間未満の者あるいは三十一日以上雇用見込みのない者を法律で適用除外にしておりますけれども、すべての労働者の中にはこうした適用除外に入つた方は入らない、こういう解釈ですか。

○長妻国務大臣 今回御審議をお願いしている法律の中には、今までと異なつて、三十一日の雇用見込みがあれば非正規雇用の方も雇用保険に加入いただく、こういうことで、約二百五十万の方々が新たに加わっていただくことであります。

ただ、その点においても、週二十時間以上というものの一つは適用の要件となっております。これは、なぜならば、やはり雇用保険が支出される

わけがございますので、週二十時間以上といふと、週休二日だとしますと一日四時間掛ける五日間ということ、毎日四時間の労働ということ、やはり、みずからの労働による賃金で生計を維持している労働者という方に、雇用保険の保険料で支出をされるわけでありますので、財源が使われるべきであるということを我々は考えております。

我々が申し上げている趣旨をいたしましては、みずからの労働による賃金で生計を維持している労働者について、すべて対象にすべきである、こういうことを申し上げているところであります。

○加藤(勝)委員 そうすると、マニフェストで言う「全ての労働者」、要するに、みずからの労働によつて生計を立てている労働者というのがここに書いている「労働者」ということですか。「全ての労働者」と書いてあるじゃないですか。

○長妻国務大臣 これは、我々が申し上げましたとおり、みずからの労働による賃金で生計を維持している労働者、この方をすべて対象にしていこうべきであるということでありませう。

例えば、大学生のアルバイトの方が、週に、先ほど申し上げた時間に満たない形の場合に、そういうものが適用されるのかされないのか、こういう御議論もあると思ひますけれども、我々は、二十時間というのを一つの要件にするということでありませう。

○加藤(勝)委員 今回の法律で外される週所定労働時間二十時間未満の者、三十一日以上雇用の見込みのない者は、どのくらいおられるんですか。

○長妻国務大臣 今おっしゃられた週二十時間未満の雇用者というのが、約四百十三万人おられるということでありませう。

○加藤(勝)委員 それだけ多くの方々が、まさにこれは、これまでこの辺を政令で決めてきたという経緯があつたと思ひます。今回、法律で決められた。皆さん、そこに線をびしと引かれたんで

すね。だから、残念ながら、皆さんのマニフェストでは、すべての労働者と、何の注意書きも書いていません、さつき大臣のおっしゃつたように。全部雇用保険の対象にすると言ひながら、ここで法律において、したがつて、その労働者の中に、みずからの労働によつて賃金を得て生計を立てる労働者となつてない労働者がおられて、そうでない労働者の方は対象にしません。言つていて、このとやつていことが違うんじゃないですか。もししつかり書くのなら、やはりそういうことを主張されないと、私は違つてくるというふうに思ひます。

それから、もう一点お聞きをしたいと思ひます。三十一日以上雇用見込みがあつても、離職の日前一年間に六カ月以上の被保険者期間がないとこれは支給されないということになりますね。ですから、厚生労働省の推計でも、今回の措置によつて一見対象になつても、今申し上げた被保険者期間が足りないから対象にならない方が五割以上おられる、こういうことでありますけれども、この辺に対しては特段の対応はお考えになつていない、こういうことですか。

○長妻国務大臣 我々としても、いろいろな要件というのは課しているわけがございますけれども、これについては、安易な離職や、循環的、繰り返す給付の防止とか、あるいは保険財政の給付と負担のバランスへの影響を考慮するというようなことで、こういう形にさせていただいていこうということでありませう。

○加藤(勝)委員 それでは、時間が参りました。先ほど申し上げました、雇用保険の料率を平成二十一年度と同様に、この修正案をしっかりと出させていただいて、さらに議論をさせていただきまして、これをお願い申し上げて、質疑を終わらせていただきます。

○藤村委員長 次は、松浪健太郎。

○松浪委員 自由民主党の松浪健太郎であります。

先日、本会議での代表質問に立たせていただきましたけれども、我が方も、子ども手当の質疑で皆さん疲れ切つていられるということでありませう、引き続き私が担当させていただきます。

先日の本会議で私、質問に立たせていただいた、特に触れた部分があります。我々、ついで、この細かな議論というものを続けているわけでありませうけれども、それ以上に、やはり政策には哲学が大事なのではないかと思ひます。我々はどんな社会に向かつて、そして、どんな国民にどんな政策を受け入れていただきたいかというところが、私は何よりも大事ではないかと思ひます。

昨日、大竹文雄先生という方が、アメリカの経済学会の学会誌に掲載されたフランスの経済学者の方々の論文を、目録新聞とかまた雑誌などで取り上げていらつしやいます。アルガンとカユックという二人の経済学者の指摘というのは非常に私も納得するところでありまして、その論文の指摘というのが、社会保障の給付について、見つからなければ政府の給付を不正に受け取つてもいいと考える人の比率が高い国ほど、失業給付の水準が低くて、そして解雇規制というものが厳しくなつていくということでありませう。

モラルが低いと、そういう自分勝手な人が多いと、結局、国民すべてが不利益をこうむることになるというのがこの結論でありまして、なるほど、我々はそういう悪循環に陥つてはならないなというふうに思ひます。

これはOECD諸国の中の調査を出しております、日本は中くらいか、中のちよつと上ぐらいかなという感じらしいんですけども、まず、大臣、日本国民のモラルというものについて大臣の御認識を伺ひます。

○長妻国務大臣 日本国民のモラルということでありませうけれども、私は、今の調査という詳細は承知しておりませうけれども、高い国民性ではないかというふうに考えております。

は、雇用保険の不正受給もあります。生活保護の不正受給もあります。本日に、不正はすべてよくないわけでありましても、こういう生活、社会保障について、不正受給というのは一部の方にもかかわらず、多くの受給している方もそういう目で見られてしまうという弊害、非常にやるせない状況になる可能性もありますので、これはもう徹底的に不正がないように取り締まるということ、私は特に心がけているつもりでありますので、不正が起らないという仕組みというのを今後とも不断に検討していきたいと思ひます。

○松浪委員 それは当然のことであると思ひますけれども、今我々は大変な変化を経験しているわけでありましても、やはり今我々の社会というのは、私はどうもモラルが向上する方向には向かっていないんじゃないかなという感じがいたします。

大臣、御感想はいかがですか。今の社会情勢について、モラルは向上する方向に向かっているなというか、それともこれから変わらないなというか、それともこれからちよつと下がつていくんじゃないかな、こうした中で、大臣のこの社会に対する今の感性というものをちよつと聞かせていただきますかと思ひます。

○長妻国務大臣 いろいろ若い方などと話をさせていただいても、我々の学生時代に比べても、例えば環境問題とか、節約をして本にお金を有効に使つていくとか、あるいは将来に対して、これだけ失業の方が多いということで資格をきちつと取ろうとか、そういうような欲求や意欲というのはかつてよりも非常に高いという感覚を持つております。

そういう意味では、モラルが上がっているか下がっているのかというのは一概に私もわかりませんけれども、やはり一つは教育というのが、これは重要性は何度言つても言い過ぎないわけでありましますので、そういうものを初め、社会の中でそういうモラルの向上を目指すということが何よりも重要だと思ひます。

○松浪委員 大臣がおつしやるように、例えば環境とか節約とかいう面については、確かに社会的なモラルというのは向上してきているのではないかなと思ひます。

しかしながら、一方で、やはりこれまでの右肩上がりの時代とは違つた非常に厳しい雇用情勢、仕事が出来ないけれどもできない、そして理不尽な社会に対する思い、ロストジェネレーションというような言葉があるわけでありましても、やはり私は、特にそのロストジェネレーションの世代について詳細な調査というものは存在をしませんけれども、彼らにはちよつと、もしかしたら無力感から、こういう社会保障給付、おれたちはこんなものもらつても当然だよなというような何か無力感というのは、私は、今さままなそういう方々とお話をしている、広がりつつあるのかなというような懸念を持つておられます。

この論文も、確かに結論づけて言えるというところまでいってまいりまけんけれども、確かに、モラルの高い国というものは、北欧の国がモラルが高いという結果が出ております。上から、オランダ、イタリア、スウェーデン、カナダ、日本とOECD諸国が続きまして、その後、ドイツ、英国、米国、スペイン、ロシア、フランス、中国、メキシコなどになっていくということでありまして、割と寒い地域というのか、そういう地域は、やはり公共心というものは非常に高く持つ傾向がある。

あと、こう言つてはなんですけれども、地中海の陽気な雰囲気というのは、やはりそういうところは緩いというような民族性があるようでありますけれども、特に宗教とか、それから公共的な、非常に北欧は厳しい幼児教育を行いますので、大臣おつしやるように、これからはやはり教育というものが大事にならうかと思ひます。

私は、特に政治家のモラルというものは本当に問われるべきだろうと。論語なんかでは、法で人を縛つても法で縛り切れるものではないというふうによく書かれております。徳をもつて政治をし

なければならぬ。この結果を見ると、その論語が示しているものもこの調査でしつかりと示されているのではないかな、証明してくれたんじゃないかなという気がいたします。まさに洋の東西を問わないということでありましても、私は、この国会での審議というものは本心に誠実に行われなければならぬと思ひます。

大臣、政府は国会の議論に対して誠実に議論に臨むべきだと思つていらつしやいますか。

○長妻国務大臣 私もこういう立場になりました、非常に幅広い行政をつかさどるところであります。政務三役あるいは幹部の皆さんと力を合わせて行政を実行するんですけれども、やはり国会議員の皆さんは、週末のみならず地元に戻つて、いろいろな方の御意見を、もちろん私も聞きますけれども、いろいろな方のおしかりや御意見を聞いて、そして国会に來られて質問をいただくというところで、本心に与野党の皆さんのこれまでのいろいろな御指摘というものは、これは取り入れるべきところはすぐに役所に指示をして、それを実施していただきたいということで、いい御意見はどんどん取り入れるということで、私にとつては大変ありがたいし、日本国の厚生労働行政にとつても大変ありがたい御指摘を数々いただくという機会を与えていただけるのがこの国会であるというふうを考えております。

○松浪委員 大臣おつしやるような、そうした理想の政治が行われるためには、やはり国会の議論には政府から誠意を持つていただかなきゃならぬのじゃないかなと思ひます。

それで、先般、私は、本会議で質問させていただきまして、答弁にがっかりいたしました。答弁が故意に削除されているんじゃないかな、無視されているんじゃないかなという感じがいたしました。

例えば、私は、これは大臣に対する質問ではありまけんけれども、福島大臣にこう伺いました。日ごろから、労働者の、これは前置きしますと、福島事務所が雇用保険を払つていなかったという

問題、そして、当時の代表の小沢事務所も雇用保険を払つていなかった。雇用保険法を改正すると言つてはいるのに、今は与党の要職にある方々が、片方は大臣が、そんな状況で、そして、その後に出したマニフェストは、雇用者、絶対に保険料は払わせます、全雇用者にやりますみたいなきれいな事だけ言つて、てめえのところはやつていないんじゃないかということを私は改めて指摘をさせていただきました。

大臣について、福島大臣には、みずからの言動と整合性についてどう考えているのか御答弁ください、また、現在、この事務所勤める労働者の労働保険及び社会保険の適用状況はどうなつてくるのか、お尋ねします、私はこう尋ねたわけですよ。

では、福島大臣からはどういうお答えがあつたか。いきなり、松浪議員にお答えいたします、私設秘書の二人についてですが、一人は、本採用に云々、雇用保険への加入は、労働者にとつて保障されるべき制度であると考えておりますと言つてさらつと終わつちゃうんですけど、私は、これは二問聞いていますよね。特にメーンの部分は、福島大臣の言つていないこととやつてることが違うんじゃないか、この矛盾をどう考えますかと。これを無視して、結局自分の、今、事務所はこうなつていましてという都合のいいところだけ、後半の質問だけとつてはいる。これは何なのかなと。

そして、私は、長妻大臣にも、これは何時間前にも、全文書いたやつを渡しているんですけど、本会議でも、ここは当然、通告だけでしょけれども、本会議は文章まで渡しているんですけど、長妻大臣に聞きましたね。長妻大臣におかれましては、ほんの一年前まで、民主党代表の事務所までさへ労働保険に加入していなかった事実をどのようにとらえておられるのか、伺います、こういうふう聞いておられます。

大臣はどうお答えになったのか。これを見ますと、まあ、はつきり言つて、答えは見つからないんです。答えがない。

それで、うちの事務所からちよつと厚生労働省に問い合わせました。すると、こういうくだりがありました、国会議員が事業主となる団体であつても、労働者を一人でも雇用すれば、適切に手続を行う必要があります。これで答えになりませんか。なるわけですね。これはちよつとひどいですね。やはり、倫理を問うんだつたら、もうちよつとまともに答えてもいいと皆さん思いますよね。聞いたことには答える、それがなくて、無視までして、これで何が議論なんやと。私が何で政府でと言つたかという、私は、福島大臣と長妻大臣、それから官房長官に話を聞いたわけですね。官房長官がまあ一番きれいにひどかつたですね、本当に。官房長官はひどい。

特に、政治と金の問題で僕、聞きましたので、やつぱりモラルは我々から見出さなかんということ、官房長官に私は、小沢さんの確認書の問題で、にせの確認書あるでしょう、うなぎさませんね。あれ、にせですよ、どう見ても。あれを見てにせやないと思うやつは、多分かなり痛いですよ、そこは。あれは、よう見たらにせものやとわかるんですよ。こんな、最近になつて十何年も前の、政治資金規正法が変わる前の文章と、今わかつて通るような、不動産は自分のものやありませんという文章をつくれるわけなんです。それが出てきたという中で、当然、私、官房長官に聞いたんです、にせの確認書について官房長官の所見を伺います。

それから、私、前に予算委員会で懲罰動議を食つたんですよ。懲罰動議をやつたときに、官房長官は記者会見で、官房長官は国対委員長代理でしたからね、私にかなり厳しいことを言うてましたよ。松浪議員の発言は誹謗中傷としか言えないものである、何の根拠も示さず、個人の推量、思い込みでの発言は議員としての品位を厳しく問われてしかるべきであると。これは民主党のホームページに載つていたんですよ。これについても聞いた。答えがない、全く答えがないんですよ。だから、福島大臣が、自分の問題、モラルの問題を聞かれて無視して、長妻大臣が無視して、挙げ句の果てに、懲罰動議を食らわせるんやつたらもつとひどく言うからといって、官房長官に言つて、無視して、これ、何のために僕は質問しているんですかね。国民をなめているのかというふうに思いますけれども、この三大臣そろつて質問に答えないうことについて、これで大臣、議論が成り立ちますか。

○長妻国務大臣 その本会議でそういう質問をいただきます、これはもう御存じのように、本会議で仮に答弁漏れがあるとすると、本当に厳しく、担当の議員に壇上に上がられて、そして答弁漏れということで指摘をされるわけでありまして、まあ、そのときには答弁漏れの指摘もございせんし、私どももできる限り答弁をさせていたんだということでもあります。

先ほど言われたくだりについては、私が答弁をいたしましたのは、個別の団体で労働保険の加入対象となる労働者がいるかどうかについては把握していませんが、国会議員が事業主となる団体であつても、労働者を一人でも雇用すれば、適切に手続を行う必要があるというようにことを答弁申し上げて、お答えを申し上げているということでもあります。

○松浪委員 大臣、今、再質問ができるようなことをおつしやいましたけれども、もうちよつと国会のルールを勉強していただきたい。本会議では、再質問は、事前に通告しておかないと、時間を残しておかないとできないんですよ。だから、答弁漏れを後で、私はその場で質問できないんですよ。そのことについては、ちよつと御承知をいただきたいと思います。

そして、今の答弁、大臣、今までこちらで厳しく追及してきた大臣が、本当にそんな機械みたいな答弁でいいんですか。いいんですか。代表ですよ。民主党でしよう、大臣。民主党の代表が保険に入っていないか、これは、個別の案件は承知していないと。承知していないんですか。本当に承知していないんですか、ちよつと伺います。

○長妻国務大臣 その団体で労働保険の対象となる労働者がいるかどうかということについては把握していないということでもあります。

○松浪委員 新聞記事にまでなつたものをそこまでする、僕らだつて別に嫌がらせでやつていないんじゃないので、やはり国民の皆さんに対してルールを守つてくださうというのであれば、国民の皆さん、我が党の代表がこういう不手際がありましたけれども、申しわけありませんでした、このようないことはこれからのことで、何とか皆さん、これから我々はしっかりとやりますので、どうぞよろしくお願いしますと一言謝罪して、そして姿勢を示すのが大臣の立場でしょう。何のために政権交代したんですか。こんな空虚な答弁をする大臣をつくるためにやつたんじゃないでしょう。

もう一回聞きます。もう一回チャンスを与えます。どうですか。

○長妻国務大臣 本会議でも答弁したとおりでございませうけれども、同じことを繰り返すわけではありませうけれども、個別の団体で労働保険の加入対象となる労働者がいるかどうかについては把握しておりませんが、国会議員が事業主となる団体であつても、労働者を一人でも雇用すれば、適切に手続を行う必要があるということを上上げているところであります。

○松浪委員 こちらを見たら、民主党の議員の方に目をそらされちゃいましたよ。こんなことではだめですよ、本当に。こんな答弁、だめでしょう。もつと心のある政治を行うべきだと私は思いますよ、本当に……(発言する者あり)いや、ばからしくないよ、これは。本当に大事なことです。みんな素直に謝るところは謝つていいんですよ。それで、こらと言つて別に突つ込むわけじゃないんですから……(発言する者あり)はい、済みません。

では、次は、不正受給、この実態について伺いたい。

私は、タクシーの運転手さんを悪く言うわけじゃないんですよ、タクシーなんかに乗つていて、結構、資格があるものだから失業保険をもらえるだけもらつて、それからまた働くんですよ。ちゃんとすれすれのことを言う方もいらつしやつたりとか、やはり不正というのは少なくあるべきだと思いますけれども、今、不正受給の実態について伺います。

○山井大臣政務官 松浪委員にお答え申し上げます。

三つ、典型的な事例を申し上げます。

まず一つは、不正受給の典型例であります、A社を離職し、既にB社に就職をしているにもかかわらず、まだ失業しているとの虚偽の申告をして失業の認定を受け、雇用保険基本手当を不正に受給。このようなケースに関しては、被保険者資格取得届の記録のチェック等により不正であることを発見し、対応しております。

事例二に関しては、事業活動を停止しているA社の名前を使つて、A社に採用されていたが、社長が経営不振で行方不明となり、離職したとして、偽造した書類、給与明細を提出して離職票の交付を安定所に依頼、雇用保険を不正に受給。警察と連携して捜査、調査を行い、不正受給であることが発覚して、詐欺罪により逮捕しました。

もう一つの事例は、事業実態のない架空の事業所に雇用され、解雇されたとして、離職証明書を偽造して雇用保険の手続を行い、雇用保険を不正に受給。後日、安定所が当該事業所について現地調査をしたところ、事業所が実在しないことが判明、警察と連携して捜査、調査を行い、不正受給であることが発覚して、これも詐欺罪により逮捕いたしました。

以上です。

○松浪委員 こうした不正受給の実態、今、事案だけ出していただきましたけれども、数の方はどうなつていますか。

○山井大臣政務官 松浪委員にお答え申し上げます。

平成二十年度において、失業等給付の不正受給件数は約七千件、不正受給金額は約十億円となっております。

ておりますが、近年は減少傾向にはございます。ちなみに、平成十六年度は、約一万二千件で約二十億円の不正受給金額がありました。

不正受給の防止は重要課題だというふうに私も思っております。第一に、雇用保険受給説明会における受給者に対する周知啓発、ハローワーク窓口における対面での失業確認、そして第二に、就職後も受給し続ける不正を防止するため、被保険者資格取得届の記録によるチェック、第三に、架空事業所設置による不正を防止するため、事業所の現地調査、また、発見した不正受給事案については、支給停止や返還命令等を行い、不正行為が悪質等の場合は、警察に告発するなど、厳正に対処しております。

○松浪委員 数はその段階よりも、また近年かなり雇用情勢も厳しくなっておりますので、これについては減少を続けていただけのように思うわけでありましても、適用範囲もこれから拡大されていくわけでありましても、不正受給を低減させる施策というものは今どうなっておりますか。

○山井大臣政務官 少し重なってしまいかもしませんが、まずは、雇用保険の説明会でやはりきつちり周知啓発、ハローワーク窓口において対面での失業認定による確認をするということと、徹底していくということと、それと、やはり就職後も受給し続ける不正を防止するためには、被保険者資格取得届の記録によるチェック、そして、先ほども事例でありました架空事業所の設置による不正ということもありますから、事業所の実地調査ということをやっていきます。

また、三段階ありまして、こういう不正が見つかった場合には、支給停止ということで、不正行為のあった日以降支給しないという、これが一番緩いやり方、二番目には、返還命令、不正行為によって受給した額の返還を命ずる、そして三つ目は、納付命令、返還を命ずる額の二倍以下の額の納付を命ずる。これらの命令に従わなかったら差し押さえを行うということもあり得ますし、さら

にそれも無視するようであれば、先ほども言いましたように、警察に告発して詐欺罪で立件する、そういうふうには厳しく対処してまいりたいと思っております。

○松浪委員 こうしたことも当然でありますけれども、先ほどから申し上げておりますように、誠意のない答弁に対して言うようでありますけれども、やはりモラルがあつて我々の制度は機能する。こうした、社会的な問題になりますけれども、モラルが高くなるためには、やはり近隣の人が密接に連絡をとり合つていとか、今、個人情報保護法の弊害なんかで近所づき合いがどんどんなくなつていとか、家族がばらばらになつていとか、そういった実態があるわけでありまので、そうしたことを我々政治家はこれに加えてやつていかなければならないのではないかと私は思います。

次に、雇用保険二事業の、先ほどから加藤先生の方が随分とおつておりますけれども、収入約一兆円、失業給付の積立金から四千四百億円を借りているということでありま。収入の四割を借金に頼つていということでありまして、雇用失業情勢、大変、急激に好転するというような見通しは今立っていないわけでありま。このように悪化した財政状況の中で、雇用保険二事業は労働者の雇用安定、能力開発に必要な事業を実施していくことがこれから可能なかということもやはり懸念されるわけでありま。

そこで、毎年度の返済額や返済期間を含めた雇用保険二事業の今後の収支見通しをちよつと明確にお示しいただきたいと思ひます。

○山井大臣政務官 今後のことを述べる前に、まづ今までの実績を御参考までに申し上げたいと思つております。

雇用保険二事業の収支、平成十八年度は千八百二十三億円の単年度黒字、平成十九年度は千九百七十二億円の単年度黒字、平成二十年度から赤字に転じまして、四百十九億円の単年度赤字、そして平成二十一年度は、これは見込みでございます

が、六千七百九十三億円の単年度の赤字、そして予算案では、平成二十二年、来年度におきましては、二千三百一十一億円の単年度の赤字というふうに見込んでおります。

そして、毎年度の返済額や返済期間を含めた雇用保険二事業の今後の収支見通しについては、これは景気、雇用情勢によつて大きく変動するものでありますので、今一歩一歩回復しつつあるというものの、将来的な見通しをすることは困難であります。失業等給付の積立金への返済については、雇用保険二事業の単年度収支が黒字になつたときには、先ほど長妻大臣が答弁しましたように、しっかりとその額を返済したいと考えております。

○松浪委員 これからの雇用状況は、リーマン・ショックのような問題もありましたのでなかなか厳しいと思ひますけれども、それは明確に見通しがつかないということでありまけれども、それでも、我が国の財政も厳しくなつておりますので、厳しい態勢で対応いただきたいと思ひます。

次に、雇用保険に未加入とされた者に対し、二年を超えて今回適及適用というものが可能になつていということでありま。

二年前の日を超えて事業主から保険料を控除されていながら被保険者資格の確認ができない場合は、これは事業主が雇用保険料を着服していたというようなことになつてしまひます。その場合に、救済措置として二年を超えて適及適用をするということができるわけでありまけれども、事業主から控除されていたことの証明責任というものはどうなつていのか、伺ひます。

○長妻國務大臣 今回の法案では、今おつしやられたような措置も盛り込ませていただいているんですが、証明というのは、労働者が所持する給与明細、あるいは使用者が保存する賃金台帳及び税務関係書類を想定しております。労働者が所有する給与明細には、常識的には天引きの金額というのが書いてあるというふうに考えております。

○松浪委員 そのあたり、不公正なことが出ない

ように対応いただきたいと思ひます。

雇用保険についてはこれぐらいにさせていたゞきまして、かつては法案二日で一般一日というようなルールがありましたけれども、最近はその質問をこれに続いてさせていたゞきたいと思ひます。

大臣も、特に年金問題で本当に輝かしい実績を上げられて、そして今回、厚生労働大臣に就任しておられるようでありまけれども、なかなか年金問題というのが最近マスコミでも注目されることとが少なくなつてきたんじゃないかなというふうに感じております。舛添、失礼しました。済みません、かつての上司の名前を言つてしまひましたが、長妻大臣が厚生労働大臣になつてから、これは別に通告しているような話じゃないですけども、年金についてはこれが一番大きな成果だといふようなものは何になるのか、ちよつと最初に伺ひたいと思ひます。

○長妻國務大臣 まず、記録問題については四年間で紙台帳を全件照合する、この計画ができたということと、さらに大きいのは、制度の改革ということと、これも四年後に法律を出すということとを、これは歴史的にも日本国の社会保障の中でも大改革の一つになると思ひますけれども、それについて総理をトップとした会議の第一回目会合も開きましたけれども、そういうことを実行するということを決めたというのが非常に大きいと思ひます。

○松浪委員 私も、現場に足を運んでシステムの問題等を見ると、本当に今までの一様のやり方ではこれは解決するのは難しいな。また、レガシーシステムについても、いまだにレガシー、COBOLという古代語のような言語でやつてい。これを我々もいろいろなスキームをつくつてやつてきたわけでありまけれども、そのあたり、本当にこれまでのパラダイムを超えた改革をやつていただきたい。それについては、私は、まだはつきりとした姿はちよつと見えていないなと

いう感想を持っております。

ただ、社会保障カード、そしてまた税との相関性といったものが、民主党の政権になってからこうしたことが出てきたということは、私は、これは素直に高く評価をしております。

それに加えて、私がきょう問題にしますのは、年金基金の運用であります。

ちょうど五年ごとの見直しの時期に差し加っているわけでありまして、この年金基金の運用について、大臣はどういうふうなお考えをお持ちでしょうか。まず伺います。

○長妻国務大臣 年金基金の運用でございまして、今現在、国民年金、厚生年金、百二十兆円というお金を運用させていただいております。それとは別に、国家公務員の年金積立金、地方公務員の年金積立金、これはまた別途運用しているところでありまして、この百二十兆円の運用でいえば、基本的に、GPIFというふうにこの独立行政法人、英語名です。最後のFはファンドという略称でございますが、ただ、ファンドというイメージにあるように、このお金を投資したいから、運用してほしいということで国民の皆さんから預かったお金ではないということは肝に銘じる必要がある。

その金というのは、我々日本政府が国民の皆様義務としていただいている保険料ということ、払った方は運用を目的に払ったものではもちろんありません。老後、本場にきちつと年金を払ってほしいという思いのもと預かっておりますので、そういう意味では、安全確実に運用をしていくというのが基本的な方針だということに考えております。

○松浪委員 大臣おっしゃるように、本当に国民の皆さんの大事な年金でありますから、当然、安心確実に運用していただかなければいけないわけでありまして。

しかし一方で、やはり中期目標の中にも何度も何度も使われている言葉が、効率的に運用するということであります。効率的にというのをだれが

判断するのかというのとはなかなか難しいものではないかと思いますが、やはり海外の年金市場がどうなっているのかということをはっきりと把握をしなければいけないと思います。

年金基金の運用について、これは事務的なことなので政府参考人に伺いますけれども、各国との比較は行っているんでしょうか。

○榮烟政府参考人 年金積立金の管理運用に關しましては、先進国の中で年金給付金の数年分の積立金があるアメリカ、カナダ、スウェーデン、さらに言いますと、三十兆円もの積立金がある北欧のノルウェーと対比して、いつも考えておるところでございます。

このうち、スウェーデン、カナダ、ノルウェーにつきましては、株式等が六割前後あるといった形で積極的な管理運用を進めておられる一方、アメリカにおきましては、全額、非市場性の財務省証券で管理運用をしておられるところでございます。

一方でまた、これらの国々につきまして、成績でございまして、平成十三年度から平成二十年度の八年間で、日本が一・一％であるのに対しまして、スウェーデンでは〇・九％、ノルウェーでは五・〇・五％になっておる。一方、アメリカでは五・七％、カナダでは四・一％という結果となっております。こういうふうな諸外国との比較対比をしながら、年金積立金の管理運用を進めているところでございます。

以上でございます。

○松浪委員 今、諸外国、全部で四カ国ですが、出していただいたんですけれども、この四カ国を抽出している基準をもう一回、的確に短く教えていただきたい。

○榮烟政府参考人 年金制度のさまざまな事項につきまして、諸外国と対比、検討するに当たりましては、常日ごろから、いわゆるG7諸国、イギリス、アメリカ、ドイツ、フランス、カナダ、イタリア、日本と、それから、近年大きな年金制度改革を行ったスウェーデンを加えた国々と対比、

検討しておるところでございます。

そしてまた、この中で、年金積立金に關しましては、先ほどもお答えいたしました。年金給付費の数年分という、積立金の規模が大きいアメリカ、カナダ、スウェーデンというのを対比、検討しておるところでございます。一方、北欧、ノルウェーが三十兆円もの積立金があるということ、その四カ国というのを対比させていただいておるところでございます。

○松浪委員 この間から随分と、自民党の厚生労働部会でこの問題、何度かやりとりをさせていただいて、そちらで私のところにも説明に来ていただきました。

そちらで出していらつしやる今の数字なんですけれども、これは、よくドル建てで統一している場合と、それから、年金ですから自国の通貨で、当然我々、ドルで年金をもらうわけじゃありませんので、自国の通貨で比較をしている場合がありまして、先ほどの数字はどちらで比較をされているわけですか。

○榮烟政府参考人 日本円に換算しているところでございます。

○松浪委員 日本円に換算をすると、やはりそこには為替のリスクというものが入ってきますので、必ずしもそれだけで状況が詳細に示されるわけではないということ、私は指摘をさせていただきます。できれば、各国、皆さん日本円でもらっているわけではないので、こうしたものはやはり自国通貨建てでまず比較をすべきではないかというふうに思います。

そして、今回、資料を配付させていただきまして、これはロイターの記事でありますけれども、タワーズワトソンというかなり大きな、年金を専門とする調査会社によりますと、日本の数字が最も低い〇・八％。これは割と世界の年金市場をきいていに分けておまして、P13、十三選んでいるものは、世界の年金資産の八五％をこの十三カ国で占めている。その十三カ国のうちでも、トップから、アメリカ、日本、英国が五七パー、一四

パー、八パーと大きな割合を占めている。全体にすると約七割が、いわば日本を含む三カ国で運用されているということでもあります。

こうした統一な比較というのは、今までの経緯でこういうものはちゃんと参考にされているのか、伺いたいと思います。

○長妻国務大臣 今配付をさせていただいた資料でございますけれども、これは事前にいただいておりますので、事前に調べさせていただくと、この資料というのは、利回りの比較ではないようでございます。利回りというよりも年金の積立金の絶対金額がどういうふうな推移をしているか、こういうような比較だということに考えております。

そうしますと、日本国は年金積立金を今取り崩しているところでありまして、運用とは別に、お支払いするために年金の積立金額が減るということと、当然運用によってふえるということのプラスマイナスというふうな数字ではないかということと、あと、ここで触れられておりますのは、日本は約三十兆円だということに触れられておりますけれども、これがどの金額なのかというのは、よく調べてみましたけれども、なかなかわからない点がある。

日本は三十兆円というときに、今申し上げたように、厚生年金、国民年金が百二十四兆円、そして国家公務員共済組合が八兆円、地方公務員共済組合が三十六兆円に加えて、民間の厚生年金基金も入れると十六兆円、あるいは企業年金連合会を入れると九兆円、あるいは確定給付企業年金を入れると三十三兆円、それを全部足しても二百二十六兆円でありまして、ここで言う三百兆円というものが、ほかの金額も入っているのではないかと、思いますけれども、そこについてなかなか確認できないということでございます。

○藤村委員長 三十兆円と三百兆円が二つあります。

○松浪委員 話がちよつとずれているような気がするんですけども、三百兆円はこの数字を出したわけですか。

○長妻国務大臣 それは、いただいた資料で、十三カ国の資産は約二千七十兆円とされ、そのうち日本は一四%を占めるとされているということ、一四%とすると約三百兆円というふうに考えております。

○松浪委員 多分、そこは計算が何か違うところがあると思いますので、次の質問のときにはその辺を詰めてやらせていただきたいと思っています。

今回、厚生労働省とやりとりをさせていただく中で、今回のタワーズワトソンの件も、本場に役所の方も承知をしていらつしやらないという実態がよくわかりました。

ですから、効率的な運用というものを心がけるのであれば、こうした資料も、先ほど、自国通貨建てなのか、それともドル建てなのかとか、そういったものも示しましたけれども、それ以前に、我々のところに持つてこられる資料というのは、本場に、例えば、こういう五つぐらいのものを勝手に抽出されて、その基準が何だかわからないということでは、これはどこに効率があるんだ。効率のなのか非効率のなのか、そういうまず比較の対象もないわけでありまして。

このタワーズワトソンの場合は、随分と、リーマンも含めて、その後の立ち上がりも含めた数値になっているわけでありまして、厚生労働省からいただくものは二〇〇八年とか、もう今二〇一〇年ですから、ちよつと古さがあるというわけでありまして、五年、十年のスパンの中で、リーマンを経てすうこれぐらいの形だったということはやはり詳細に把握をいただいて、これを実現するというように、大臣の方からも御指示をいただきたいと思っています。

中期目標の中では効率的ということでありまして、けれども、ちよつと、この組織について何おうか思います。

この独法、GPIFについては、当然ながら、

独法を監視するのは評価委員会というのがあつてありますけれども、検討会というものが存在をいたします。この検討会というのは、厚生労働大臣のもとに、伺い定めてこれが出てくるわけでありまして、この検討会ともう一つ、運用委員会。

これは、独法の運用委員会というのが一番の御意見番としてあつてありますけれども、委員長の方が一緒であつたりとか、意見を伺うために、当然ですけれども経団連とか連合の方がいらつしやるわけでありまして、委員長までメンバーがダブつています。こういうことで本場にチェック機能というのは果たせるのでしょうか。大臣、伺います。

○長妻国務大臣 今おつしやられましたのは、これは、政権交代を機に百二十兆円の運用について、その目標、ガバナンスあるいは説明責任、こういう三つの観点で、見直す必要があるところは見直しましょうということとてつくりましたのが年金積立金管理運用独立行政法人の運営の在り方検討会でございますけれども、今御指摘いただきましたように、この検討メンバーの十一人のうち、お二人がGPIFの運用委員会の委員でもあるということでありまして。

この方を委員にいたしましたのは、まずこれは、現在の運用の状況も踏まえた議論を行うには、やはりそういう当事者の方に十分にそれを御説明いただきたいということと、これはある意味では労使の御意見も聞かなければならないということ、厚生年金の保険料は、御存じのように、労使折半でいただいているものでございまして、日本経団連に推薦をお願いしたところ、このGPIFのお二人のうち一人について、経団連の方からこの方をお願いしたいというようなこともありまして、運用委員会のお二人がメンバーに入つていくということでありまして。

○松浪委員 この検討会についてちよつと、さらに伺いたいわけでありまして。

この検討会、機能としては、運用の基本方針を決める。運用方法や運用対象のあり方など、それ

を含む。アクティブ運用、パッシブ運用、リバランスのあり方、運用対象資産及びベンチマークのあり方、社会的責任投資、運用体制とか運用方法、手法までこれは入るわけですね。

一方、検討メンバーの中に入るのが、厚生労働省の政務三役と、それから、独法の評価を担当する立場の総務省の政務三役となつていられるわけですが、けれども、こういう運用という非常に専門的なものというのは、どつちかというと金融庁とか財務省とか、そつちと連携された方がいいんじゃないですか。これ、総務省でいいんですかね。

○長妻国務大臣 これについては、総務省というのは、全独立行政法人の評価を担当する役所でもございまして、そういう立場として参加をいただいております。

特に、今回の検討会は、単に利回りの目標がどうかとか、そういうところだけではございせん、ガバナンスというか、本場に諸外国に比べて日本国の年金の運用というのがきつと、運用委員会や理事長との関係、あるいは株価が下がるときには、国民の皆様には損が出たという理由をきちつと御説明をする。ただ、益が出たときも、それはどうして益が出たのかを説明する。そして、手数料はどれだけ払つていて、どういう形で運用しているのか、そういう説明が、これまで一定のものとはなされてまいりましたけれども、本場に国民的コンセンサスを得るような説明がなされてきたのか、こういうガバナンスという組織のあり方論ということもかなり大きな比重を占めるというところで、総務省が参加をしているところでありまして。

○松浪委員 これは、やはり額が非常に大きいわけでありまして。本場に日本のメガバンクを合わせたような大きさがあるわけですから、この運用といたうことについては、今後、各국との比較も、はつきり言つて、厚生労働省の方ではまともにやつていないというのが我々の率直な感想でありますので、これについては、この見直しの機会にしっかりとやつていただきたいと思っています。

それでは、これについては、また一般質問でも後日、取り上げさせていただきますと思いますが、きょうはこの辺にいたしまして、次の問題に移ります。

十一月に私、ここに立たせていただいたときに、薬の関係の質問もさせていただきました。実は、未承認薬の開発支援事業というのを、我々各党のときに補正予算で七百五十三億円、これを組ませていただきましたけれども、実際は六百五十三億円が執行停止になりました。まさにこれは未承認薬の開発支援事業ということでありまして。

未承認薬の開発支援事業といふのは、当然、希少な新薬、製薬会社としてはこれ売つてもお金にならないんだ、もうけにならないんだというところを、やはりそれを支援していただくという考え方で行つてきたわけでありまして。それが結局、七百五十三億円が百億円になつてしまつたということについて、今後何らかの措置をされる気があるのかどうか、伺います。

○長妻国務大臣 これにつきましましては、基金の執行停止ということでありまして、当初、七百五十三億円ございしましたが、ただ、この時点で、適応外薬について、三十六品目は枠はあるものの、どの薬にするかというのがまだ決まつていないということでありまして、決まつていたものについては、未承認薬の十四品目というのを優先して支援するというところで、この百億円についてはそのまま十四品目分で継続をするということでありまして。

では、削られたお金はそのままなのかということとでございまして、我々としては、診療報酬でそのお金が医薬品メーカーに流れるような仕組みをつくつていくということ、来月から始めさせていただきますということとしております。

それについては、新薬創出・適応外薬解消等促進加算というのを診療報酬の中に入れていただいて、そこで、医療費ベースで年間七百億円程度、二年間で一千四百億円程度について、本来であれば薬価を下げる部分を、一定の要件があれば

ば、つまり、未承認薬や適応外薬の開発に取り組み、国の要請を受けたものについてですね。あるいは、当該企業が有する後発品のない新薬のうち一定要件を満たすものに対して、市場実勢価格に基づいて算定される額に現行薬価を上限として五・一％上乗せするもの。

つまり、本来であれば、ルール上、下がる薬価について、下げないでそれを維持するというところで、二年で一千四百億円程度、国から要請を受けた未承認薬や適応外薬の開発に取り組み企業に対してだけですけれども、そういう措置をして、そのお金はそういう趣旨できちつと使ってください、こういうような合意のもと、始めさせていたでいてるということでもあります。

○松浪委員 その点、やはり私はそこにちよつと問題点を指摘させていただきたいなと思います。今大臣がお触れになった、今回、薬価改定で新薬創出・適応外薬解消等促進加算というものの創設は、この仕組み自体は私はすばらしいというふうに思います。

ただ、我が国の製薬産業、薬をつくるというのは大変なリスクを伴いますね。本当に、新薬創出というのは、一部の、一兆円に近い売り上げのある企業じゃないともう最近はなかなか進まないと言われるぐらい、厳しい状況にあるわけでありまして。そこをカバーするという目的で、もともと、このアイデアというのは生まれてきているわけでありまして。

それをこれから国家として成長産業にするんだ、国家戦略として、こうしたこれからのライフサイエンスをこの国にもつと根づかせていくんだという考えであるのであれば、この適応外薬を、新薬創出と適応外薬、これは哲学的には全く相反するものでありまして、やはりそこは別に考えないと、成長戦略としてはやはり、せつかくこの仕組みが機能していくということを指摘させていただきたいと思ひます。

それについて、どなたでも結構です、今後御検討いただきたいと思いますけれども、いかがです

か。

○足立大臣政務官 今まではどのような支援があつたかということ、もう議員御存じのとおりだと思いますが、希少疾病用医薬品という仕組みで優先審査をする、そのことと、公知申請、これは広く一般的に認められているものはそれを認めるということがあつたわけですが、先ほどの議論の中で、新薬はそうだろうけれども適応外は違うんじゃないかとありましたが、これはやはり希少疾患ということに対して、企業にとつてはその承認を新たに得ることは非常に高いハードルがあつて、もう採算が合わないという、先ほどありました。

このことは、とらえ方としては、その後、要望を集めたところ、適応外薬は二百八十五品目、さらに要望があつた、それから未承認薬は三十数品目あつたということの中で、国民の皆さんから見れば、創薬、新しい薬ということ、適応外を広めてほしい、もつと適応してほしいということ、同じ望みであるし、企業にとつてはそこにモチベーションが働くような仕組みをつくるということ、私は、同じ考え方でできるのではないかとと思ひております。

○松浪委員 そう言うとき聞こえはいんですけれども、企業の側に立つわけではありませんが、やはりそういう非常にインセンティブの働きにくいものについては一緒にしない、それに対する政治の意思というのは示した方が成長戦略を政府は明確に打ち立てられるのではないかと、このことを私は指摘させていただきたいと思ひます。

次は、インフルエンザのワクチンについて少し触れさせていただきたいと思ひます。もう時間がないのですが、今回、先ほど加藤先生の質問の中で、国産ワクチンとしては、ドーズが五千四百万分で、出荷量が三千九百万、未出荷が千五百万、輸入ワクチンについては、三千六百万回分を輸入しているけれども、出荷したのが実に二千四百回分であるというように厳しい状況が出ています。

私は、何もこれが、使えない分をどうするんだとか、これは国家の危機管理として行つたわけですから、そういうつもりはないわけでありましてけれども、今回、六千三百万については、大臣も先ほどの議論の中で、向こうの会社に引き取つてもらえるようにとか、そういう議論があるというふうに伺いましたけれども、今回は、特措法までつくつてやつと我々、これを輸入しているわけでありまして、これも、これからのことも考えた中で、ワクチンについては、アジュバントと一緒にないタイプもあるというふうに聞いていますので、すけれども、こうしたものは別々に買い取るようなオプションというのはあるものですか。

○足立大臣政務官 交渉の内容には触れられませんが、十分考えられると思ひます。

○松浪委員 お願いしたいのは、今回、我々野党もですけれども、ヒステリックな議論をしないということが大事だと思います。来年またパンデミックが起きるかも知れない、再来年起きるかも知れないという中で、私は、十一月の議論の中で、国内の整備体制を、本当に今までにない形で、ODAでも出して、国内生産の体制を、基盤をつくるべきだということも申し上げましたけれども、特に足立政務官には、そのときやらずいて、大変御支援をいただいたと思ひます。私も政務官時代に、やはりこれは省の垣根を越えていくというのが我々政治家の役割だと思ひますので、その点について、また今後とも質問で触れさせていただこうと思ひます。

その基盤整備の方、一千億、前回もお願いをいたしましたインフルエンザの対策基金、千二百七十八億円から一千億円をワクチン購入に充てたけれども、これをまた一千億円基金に繰り入れていただいたということは高く評価をさせていただいて、質問を終わろうと思ひます。

○藤村委員長 次に、坂口力君。

○坂口(力)委員 雇用保険法等の一部を改正する法律案につきまして、質疑をさせていただきたい

というふうに思ひます。

私は、時間が三十分と短いものですから、要領よくばつぱつといたかないとすべて終わらせないので、要領よくいきたいというふうに思ひますが、もしきよう全部お聞きすることができなかつたら、もう一遍機会があるそうでございますから、そのときに回ささせていただきたいというふうに思ひております。

雇用保険のことを議論します前に、やはり雇用をどう守っていくかということが一番大事なことでありまして、これが厚生労働省にとりまして大きな課題だというふうに思ひております。世界的な潮流を見ましても、例えばアメリカを見ましても、アメリカは、一九九一年そして二〇〇一年と二回、雇用回復なき景気回復、ジョブレスリカバリーの経験をしたしまして、今回またそういう状況になりつつあるのではないかと、この心に心配をいたしております。

これは、アメリカがそういうふうになるということは、日本もその可能性なきにしもあらずというふうに思ひますが、日本の方でそういう傾向があるとお考えになつておられるのか、それとも、そういうことは余り心配ないとお考えになつておられるのか、その辺のところ、まずお考えをひとつお聞きしたいと思ひます。

〔委員長退席、中根委員長代理着席〕

○細川副大臣 坂口委員には、雇用について御心配をいただいております。

私どもも、やはり雇用というのは大変大事な問題でありまして、これにはしっかりと取り組んでいきたいというふうに思ひております。

今、景気が大変厳しい状況でありまして、雇用失業状況がこれまで非常に厳しいところでございます。

ただ、今のところ、失業率あるいは有効求人倍率がやや持ち直しているような、そういう状況でもございますし、一方で、失業者数とかあるいはハローワークへの求職者数というの、これも数は徐々に減つてきております。そしてまた、雇用

者数、これについては数が大変、だんだん減っておりまして心配しておりましたけれども、昨年の十二月には十万人ふえ、そしてまた、ことしの一月には三十七万人ふえてきている、こういうことでございます。

そういう意味ではややよくなっておりますが、しかし、こういう厳しい情勢ですから、これから、まず雇用の維持、それから雇用の創出についてはしっかりとやっていかなければいけないというふうに思っております。

○坂口(力)委員 皆さんのお手元にペーパーをちよつと配らせていただきましたが、これはアメリカのケースでありまして、「景気後退局面から回復局面でのジョブレス・リカバリー発生ケース」というのがございます。これは「欧米労働市場の現状と今後の見通し」とのところから拝見したものでありまして、一部カットさせていただいて、そしてつくり上げたものでございます。

これをあらういただきますとおり、九一年と〇一年はジョブレスリカバリーになった。この特徴は何か、共通している特徴は何かといえますと、確かに製造業部門の雇用者数が減っている、そのときに、製造業が減ったときにサービス部門ともに減っている、ともに減ったときにジョブレスリカバリーが起こっているというのが一つの考え方でございます。

今回のアメリカの状況は、二つともうんと下を向いておりまして、二つとも大変減っている、こういう状況にあるのでアメリカは心配している、こういうことだというふうに思います。

もう一枚の方をあらういただいて、これは日本でございます。これは労働力調査の平成二十一年十二月分の速報からつくったものでございますが、全部挙げてあるわけではありません。その中の主なものをここに拾い上げさせていただきます。

これで見ますと、製造業は一年間の増減がマイナスの七十五万で、これは多いのは当然でありますけれども、卸売・小売業がマイナスの二十三

万、サービス業がマイナスの十四万、そして建設業がマイナス二万、医療・福祉の方がプラスの二十万となっておりまして、宿泊業や飲食業もプラス六万というふうになっておりますが、合計いたしますと、サービス業の方もマイナスになってい

る。だから、日本も、アメリカほどではありませんけれども、ジョブレスリカバリーになる可能性としては、ないとは言えない状況に私はあると思っております。製造業で職を失った人が第三次産業の方に行けるかといえ、第三次産業の方も非常に手詰まりになっている。そうすると、景気がある程度回復してきまして、なかなかここが回復をしないということが起こり得るということだというふうに思っております。

それで、そういうふうにならないために、どういう手だてをしていくかということが今後大事になつてくるんだらうというふうに思いますが、そこを聞けますかね。いや、きょう聞けなかったら、これはこの次のときにお聞きしますので、宿題にさせていただきます。

では、大臣の方からちよつとお答えください。○長妻国務大臣 今、ジョブレスリカバリーというお話がございました。

確かに、リストラ、リストラを企業がすると、その時点では企業の業績という収支は黒になるということがあってもいいんですが、その後、景気が一定程度回復しても、雇用もふえないし、ある意味では企業のその後の付加価値がふえてこないということもあり得る可能性もあるわけでございます。

そういう意味では、先ほど細川副大臣も申し上げましたけれども、今は、本来は失業される方であつても、雇用調整助成金などで企業の中にとどまっていたらいておられる方が数百万人、日本にいらつしやるということで、景気回復した折にはそういう方々が付加価値をつけて活躍をしていただくという、一つのためがあるということ。もう一つは、この表でもおしをいただきます

したけれども、やはり、今、経済がこういう状況になつていても、人手不足の分野というのは、ここにもありますように、医療、福祉、介護の分野でございますので、そこに人が移行するような、そういう措置を準備していくと同時に、移行させていくということもこれは大変重要ではないかというふうに思います。サービス業という一くくりの中で、医療、介護、そして福祉の分野に、雇用の受け皿としての考え方のもと、人がそこに来るとような処遇の改善というの大きな課題でございますけれども、そういう考え方を推し進めていくということ。

もう一点は、職業訓練というのが非常に重要になつてまいります。私も、先日、専門学校の幹部の方から話を聞きましたけれども、やはり一番いい職業訓練というのは、もう企業は、人を雇うのはやめよう、景気が悪いから雇いませんと、しかし、すばらしい人材を目の前にして、やはりこの人材であれば、人件費はかかるけれども、雇ったときに即戦力として企業に付加価値をもたらし

て、企業の右肩下りの売り上げを右肩上りにしてくれるのではないかと、そう思わせる人材と実際にそういうことを実現する人材ということで、今、こういう時期だからこそ、高度な職業訓練というのが非常に重要になつてくるというふうに考えております。

○坂口(力)委員 ありがとうございます。もうちよつと聞きたいところがありますけれども、時間の都合がございまして、この次にもう一度お聞きをさせていただくということで、今の大臣の答弁を一つもとにして、もう一度またお聞きをさせていただきたいというふうに思つていま

す。なぜかといいますと、あいているから介護の方にどんどん行つてほしいと言ふんですけれども、医療にしろ介護にしろ、統制経済みたいなものから、そんなに多くそこに入り切れない。また、おむつ交換だけは勘弁してくれという人もたくさんいるわけで、そうした人たをどうするか

というような問題もあるわけですので、この次にもう少し議論をさせていただきたいというふうに思っております。

次に、雇用調整助成金が、二十一年度におきましては六千六百億円、そして二十二年度は七千億円と、大きな額が積んでまらつてあります。二十二年度も、今年の六千六百億円以上に七千億円という予算を組むということは、来年というか二十二年度も経済の回復は難しいという予測のもとにこれはつくられているのかなという気もするわけであり

ます。それで、二十二年度に対する考え方を、余り長時間やつてもらいますと私の時間がなくなりますから、手短に、簡潔に、要領を得てお答えをいただきたいというふうに思いますが、きょうは経済産業省の方から我が親愛なる高橋政務官にお越し

いただいたいておりますから、両方からひとつお聞きをしたいというふうに思つています。

〔中根委員長代理退席、委員長着席〕
○細川副大臣 雇用調整助成金につきましては、特に、景気が悪くなつて、リーマン・ショック以来、この制度については非常に企業の方からもニーズがあるところでございます。

ところが、昨年の後半といいますが、ちよつどリーマン・ショックから一年ぐらいたつたときに、リーマン・ショックでどおんと景気が落ちた、それがずうつといつていますけれども、要件として、売り上げがちよつど一年前の五%下がった場合に適用、こうなつておりましたところ、これがあるからなかなか企業が、適用できない数がふえてくる。

こういうことで、去年の十二月に適用緩和をいたしました。二年前から一〇%落ちた場合にも赤字の企業では適用する、こういう要件緩和をいたしましたので、それで、来年度もその適用を受けて多くの企業が雇調金を使う、こういうことになりましたので、ことしも七千三百億という形で、昨年度よりもさらに予算をふやした、こういうことでございます。

○高橋大臣政務官 坂口元大臣の方から御質問いただきまして、本当にありがとうございます。

おととい、経済産業省の方で、地方に散らばっている地方経済産業局長に集まっていたと思いますが、それぞれのところから業況の報告がございました。

私どもの地元の東海地区は、少し求人倍率も上がっているんですけども、相変わらず厳しい状況は変わっておりません。特に、沖縄とか大変厳しい地区もありますし、業種によって随分違うという格差も出てきておりまして、これは大変厳しい状態は相変わらず続いておりまして、私どもとしては気を抜けない状況にまだあると思っております。

雇用金については先ほど細川副大臣の方からお話があったとおりでございますけれども、経済産業省としてもあらゆる手を使って中小企業の景気回復のために頑張っていく。これが、まず雇用対策の一番のことでございますので、私どもとしても一生懸命やっていきたいというふうに思っております。

○坂口(力)委員 ありがとうございます。

高橋政務官、お忙しいでしょうから、これで結構でございます。ありがとうございます。

それで、この次は、雇用保険の適用範囲の話を少しお聞きしたいと思います。

先ほど加藤先生からも少し最後にございましたが、今回、雇用保険の掛金をするのは、六カ月以上の雇用見込みから三十一日以上雇用見込みというふうに緩和されることになったわけでありまして、

これは、緩和されるのはいいんですけども、今度は雇用保険の給付を受けるのはどうかということになりますと、自己退職のときには一年以上、そして解雇のときには六カ月以上ということになるけれども、それを今度は給付される、もう一段になると今までと変わらない、こういうことになっておるわけですね。

早く入るんだから早くもらえるようになるというんだつたら、それはセーフティーネットとして意味があると思うんですけども、入るのは早く入れるようになりまして、しかし、五カ月で解雇されたというんだつたらそれをもらえるかといつたら、もらえぬわけですね。一カ月の終わりにもう入りまして、入りましてけれども、もうおもうと思つたらもらえませんが、こういうことになるわけですね。

これは、この前の改正のときには六カ月で合わせたわけですね。六カ月以上の雇用見込みのときには、これは保険に入れますよ、入って徴収しますよ、そのかわりに、今度は解雇されたときには六カ月でもらえるようにしますよとバランスをとつたわけですね。だけれども、今度は、入れるのは早いけれども、しかしもうのは遅い、遅いというか今までもどおり。これでセーフティーネットとしての役割を果たしますかね。

いや、私は、これは多分、大臣や副大臣も余り御存じなかったと言つて失礼ですけども、法案をつくるときに、事務方の方はそこまで詳しい説明をしてくれないですね。

ここがこういうふうに変わりますというところはちゃんと説明してくれる。それで、六カ月が一カ月になったらいね、それはそう思いますよね。だけれども、もうのは変わりますよといふところまでちゃんと言うてくれれば、皆さんも、それはちよつとバランスを欠いておるんじゃないかというふうに思われるけれども、そこを言うてもらわぬと、こういう議論の場に出てきて、そしていろいろの質問があつて、ああそうか、そんなことになつていたのか、それはちよつとぐあい悪いねということに、私の経験からいいますと、なることが多かった。だけれども、そのときは時既に遅しで、閣議決定はされている、この法律を通さなきゃならないという立場に、そこに座つておみえになる以上、皆さん、しなきゃならぬわけですね。

それで、どうするんですか、しかしこれは

ちよつとぐあい悪いですねということをお願いしたい。どうですか。もう時間がなくなつてきておるので、余り長く私も言つておつてはいけませんから、これは大臣でも副大臣でもどなたでも結構です。人は問いませんから、どうぞお答えください。

○長妻國務大臣 今の御指摘でございますが、おつしやられるように、倒産、解雇による離職者あるいは雇い止め等による離職者は、離職の日以前一年間で六カ月以上被保険者期間が必要、この要件は今回も変えていないわけでありまして、

その中で、きょう閣議決定させていただいた派遣法の改正案でございますけれども、その中には、日雇い派遣も禁止、あるいは製造業派遣についても常用以外はだめだということ、その雇用を長く維持していこうという取り組みをしているということ、仮にこの六カ月を短く短くしていくと、これは安易な離職あるいは給付が繰り返されるというふうなことはどう考えればいいのか、あるいは保険財政の給付と負担のバランスなども議論があるというふうなことであります。

その中で、仮にそういう方が離職をされると、雇用保険がないということになつてしまうわけでありまして、それについて、セーフティーネットということ、我々も提唱しました求職者支援というところで、雇用保険に入つておられない方も無料で職業訓練を受けて、要件によつて生活費を一カ月十万円、あるいは御家族がいらっしゃる場合は月額十二万円をお支払いするというところで、そういう形での整備もさせていただいているところであります。

保険の範囲の中には六カ月という要件を入れさせていただいておりますが、それ以外のいろいろな、セーフティーネットを含め、手だても考えているところでもあります。

○坂口(力)委員 いやいや、この雇用保険以外の問題は、それはおつしやるとおり、いろいろの雇用に対する研究もしてもらわなきゃならないし、あるいは、雇用に対する訓練も受けてもらわな

きやならないし、それに対する手当も出しますと。

それは今までもやつていたことだし、それはそれでいいと思うんですけども、雇用保険だけを見ましたときに、雇用保険というのは一つの、職を失つたときの最大のセーフティーネットですね。だから、六カ月雇用見込みがないとこの保険の中に入りませんよというのではぐあいが悪いから、一カ月まで、三十一日まで短縮して、今までも早く入れるようにしますよというふうに言つてもうるのは、それはそれで非常に正しいが、僕も思っているんですけども、いいと思うんですが、しかし、入るの人は人つたけれども、もうのは今までもどおりしかもらえませんが、セーフティーネットにならぬではないですかということ、を私は言つておるわけですね。

もうちよつと短くなる、たとえ三カ月にでもなるといふんだつたら、少し早くもらえるようになりましてねということになりますけれども、もうのは六カ月、それは解雇されたときですね、解雇でない、自己責任でやめますときだつたら一年もらえぬわけですから、それはそのままですけれども、それでは少しぐあい悪いことありませんか。

これはもう法案が出ていますから、法案は一遍出たらこれを修正はできないというふうにおつしやるかもしれないけれども、少しこは考えていただいても私はいいのではないかとこのうに思っています。

もう一つ聞きますので、では、これはもうここまでですね。答弁を先ほど大臣からいただきましたし、ここまでにきょうはしておきましょう。この次、もう一遍聞きますから、きょうはここまでにしておきます。

もう一つ聞かざるやならないのは、失業等の積立金、すなわち労使折半の雇用保険から、事業主負担が一〇〇%の雇用保険二事業のこれに借り入れをすることになるわけですね。

平成二十一年度の支出を見ますと、一兆一千九百九十二億円になっています。この中には六千六百億円の雇用調整助成金が含まれているというふうに思いますから、残りは約五千四百億円でいあるわけですね。ここが何に使われているか。ここをもう少しちゃんとしたい方にするれば、六千六百億円の七千億円で、借りなくても、もう少し減らした額でも済むのではないかと考えているわけであります。

これはひとつ、残りの五千四百億円が何に使われている、そこはカットできない問題かどうかというところは少し資料として御提出をいただきました、こう思います、よろしゅうございますか。

○長妻国務大臣 今の雇用二事業でございますけれども、これは、かつての三事業のときから、よく言われるスパウザ小田原から私のしごと館から、いかなものかと思われる支出が続き、そして、これは本場に恥ずかしいことだと私は思っておりますが、先日も総務省からこの二事業についての勧告をいただきました、今厳しく精査をしているところであります。

政権交代をしてから、この二事業を見直そうというの、これは大きな課題であるというふうにも考えまして、例えば高齢期雇用就業支援コーナーというのもあったわけですが、これはもう全部廃止をいたしました。言葉は何か必要性が高いようですが、これは普通のハローワークでもできるということで、このコーナーには余り、これは閑古鳥が鳴いているような状況でありましたし、あるいは独立行政法人への交付金についても、二十一年度の予算に比べると三百二十億円をカットいたしまして、大幅な経費の削減ということにも取り組んでいるところであります。

今お尋ねでございましたので、雇調金以外のものが具体的にどういうふうに使われているのかというところは、資料としてお届けを申し上げます。
○坂口(力)委員 時間が迫ってまいりましたから、きょうはもうこれだけにしておきますが、

きょうはさわりでありまして、あとはこの次に聞きをしたいというふうに思っております。

特に最初の、お聞きしましたジョブレスリカバリーに日本が陥ることはないかどうかというのは大変大事な問題でありまして、その可能性があるとすれば、それに対する対策をしつかり打っておかないといけないわけでありまして、このことに対するしつかりとした御答弁をいただきたいというふうに思います。

事業仕分けのこともきょうはお聞きしたいと思つたんですけれども、その時間がありませんので、この次に回していただきます。

とりわけ、事業仕分けでも、中小企業関係の予算がばつさり切られているということが言われております。これは私が言うのはどうかと思うんですが、赤旗さんに載っておった記事でありまして、これは高橋先生に言ってもらわないと、私が言うのはいささか失礼だと思ふんですが、その記事によりまして、防衛予算の方は〇・五から〇・七ぐらいしか切られていないのに、中小企業の方は一七・五％切られているというようなことが載っております。

私も、事実かどうか調べたことはございませんけれども、もしそうしたことが事実であるということであるならば、中小企業をどうするかということ、これは最大の問題でございますし、そこをちゃんとやらないことには、これはもしジョブレスリカバリーに陥つてくるというようなことになりまして大変なことになってくる。しつかりとした御答弁をお願いいたします、きょうは終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○藤村委員長 次に、高橋千鶴子君。

○高橋(千)委員 日本共産党の高橋千鶴子です。全国十地裁で三百八十三名の原告が争っているB型肝炎訴訟において、三月十二日、札幌地裁で和解勧告が出されました。和解協議に当たり、救済範囲をめぐる本件訴訟の各争点については、その救済範囲を広くとらえる方向で臨むとの指針が

示されたことは、命の残り時間と競争するように闘ってきた原告や支援者を大きく励ました。大臣に伺います。一日も早く和解協議につくべきですが、御決意をお願いいたします。

○長妻国務大臣 先日、総理、官房長官、私、仙谷大臣、菅副総理等が集まって、この対応に向けては政府内で万全の態勢で取り組んでいこうというふうな話し合いをいたしました。

今回の期日が五月十四日と聞いておりますので、次回期日に向けて、政府部内で総合的に検討、調整を進めていきたいというふうに考えております。

○高橋(千)委員 きょうは時間がないのでこれ以上は聞きませんが、勧告は、具体的な金額の提示ではなく、まず協議のテーブルに着けということでありまして、ですから、ためらいなくそのことを表明されたいと思うんです。

そもそも、集団予防接種によるB型肝炎感染については、〇六年の最高裁で国の責任を認めています。本来ならそのときに救済されるはずだった方たち、あるいは、その時点で国が肝炎検査や医療費助成などに踏み切つていれば重症化は防げた方たちも多数いらっしゃるわけですが、だからこそ、五月十四日まで、あと二カ月も時間稼ぎをするべきではありません。このことを強く要望して、一日も早い決断をされることをお願いしたいと思います。

さて、雇用保険法の議論に入ります。

ちょうど一年前、雇用保険法改正が全会派一致で成立をし、当時の野党三党が提出していた求職者支援法案、あるいは私も修正案の提出をいたしました。これらも考慮した附帯決議が採決をされました。その中で、今回、雇用保険の適用要件を六カ月以上から三十一日以上に緩和することなどは評価できると思われまして。同時に、失業者の四人に一人しか給付が受けられていない、世界的に見ても低い到達、これを根本的に変えることは引き続き課題ではないでしょうか。

雇用保険二事業は、今年度の収入五千百九十九

億円に対し、雇用調整助成金だけで六千六百二十九億円、既に上回っているわけです。今回、失業等給付の方から四千四百億円借り入れても、収支を黒字化するところまで行きません。

そうした中で、労政審雇用保険部会からも事業費全体の絞り込みを要求され、総務省の行政評価、あるいは事業仕分けでもターゲットになってまいりました。しかし、失業の予防、雇用の安定、能力の開発という二事業の二本柱は、今日の雇用失業情勢を改善するためにも本場に重要だと思ひますが、率直に言つて、大臣は今後のような見直しを持っていけるのか、伺います。

○長妻国務大臣 雇用調整助成金は、言うまでもなく、これが仮になければ失業率が上がっているということもあるかと思ひます。景気がよくなるまで、失業という状況にならないで、企業の中で休業補償等に補助していくということでありまして、要件緩和もさせていただきまして、金額がこれからかなりふえてくるのではないかと、うふうに思ひますが、それについて怠りなく準備をしていくということでもあります。

○高橋(千)委員 今聞いたのは、雇調金をどうするの、かという質問ではないんです。二事業のあり方をどうするのかということをお願いいたします。時間がもつたないで、端的にお答えください。

○長妻国務大臣 二事業につきましては、先ほどもお答えを前とところでしましたけれども、雇調金以外の事業もやっているとあります。

これについて、総務省からも先日勧告を受けたというところで、この部分は、過去の経緯からいって、いろいろな無駄も指摘されている部分でもありますので、これは厳格に費用対効果を見て事業を峻別するという必要だというふうにお考え、省内でも今、省内事業仕分けというのをしておりますので、そこでも厳しく、見直すものを見直すという姿勢で取り組んでまいります。

○高橋(千)委員 本日は役割に触れてほしいということを通じておりましたけれども、残念ながら無駄の指摘だけございました。

私は、二事業の中に、この間指摘をされてきた天下りやあるいは無駄遣い、これが多数含まれていること、ここに徹底してメスを入れることは当然のことだと思えます。しかし、国民から喜ばれている財産や施策まで無駄遣いと切り捨てることは、本末転倒ではないでしょうか。

一言でお答えいただきたいと思えます。独立行政法人雇用・能力開発機構が設置している地域職業訓練センター及び情報処理技能者養成施設、コンピュータカレッジ、これらの廃止を決めたのは長妻大臣自身ですね。

○長妻国務大臣 今申し上げた雇用二事業の観点から、国と地方の職業訓練のあり方はどう役割分担するのか、あるいは民間との役割分担というような中で、これは廃止ということではありますけれども、建物自身が直ちになくなる、事業がなくなるということではありませんで、地方自治体への移管をお願いして、一定の要件で、地方自治体で必要性がある部分は運営をいただきたい、こういうことであります。

○高橋(千)委員 今私が指摘をしたのは、大臣自身が廃止を決めたということなんです。

資料にあるように、コンピュータカレッジは全国十一カ所、地域職業訓練センターが八十二カ所、突然の廃止通知に全国から怒りと存続を求める陳情が寄せられている、このことはよく御存じだと思えます。また、本委員会の各委員のところにも届いているはずですが、

私は最初この話を聞いたときに、自治体の皆さんは、事業仕分けによって廃止になったと言われました。しかし、事実は、事業仕分けがあつたのは十一月十一日、大臣が会見で廃止を表明したのはその前日でございます。もともと、自治体から賃貸料を取り、リース支援などに限られているこの両事業の予算は、わずか十六億円であります。つまり、何もこちらから差し出す必要はなかったわけです。仕分けの対象にまだなっていないから、まず、事実関係をちよっと局長にお願いしてお

きたいんですけれども、独立行政法人整理合理化計画、あるいは平成二十年十二月二十四日付閣議決定「雇用・能力開発機構の廃止について」など、この間、方針が出される中でも、この二つの施設については、一律廃止ではなく、事業改善を求め、利用実績が改善しなければ廃止も含め見直すという意味であつたと思えますが、いかがですか。

○小野政府参考人 お答えを申し上げます。

今委員御指摘のとおり、独立行政法人整理合理化計画、それから平成二十年の「雇用・能力開発機構の廃止について」閣議決定、この段階で業務改善目標をつくりまして、業務改善目標をクリアしている施設につきましては機構の業務として引き続き存続をする、下回っているものについては機構の業務として廃止をし、自治体等への譲渡を進めるということでございます。

昨年の秋には、先ほど大臣から御説明ありましたように、民間、自治体にゆだねられるもののはできるだけゆだねていく、また、国、独法につきましてはさらにスリム化の徹底を図っていく、こういう方針のもとに、機構の業務としては廃止をし、地方自治体への譲渡を進める、こういうことになったというところでございます。

○高橋(千)委員 今、確認ができました。

この間の方針によって、目標があるわけですが、それを達成できれば、機構が廃止になつても次の機構に移管をして継続するという方針であつたと思えます。

平成二十年の二月十三日付内簡によって、コンピュータカレッジは充足率七〇%以上として事業改善を求められ、その達成のために各施設は頑張つてまいりました。ところが、翌二十一年三月五日では、この目標を一年前倒ししなさい、二十一年度で達成をしなさいと言われたわけですが、それだけでも大変むずかしい話であります。青森、北上は目標を達成しました。また、未達成であった、いわき、久留米、諫早など、二十二年年度の充足率で再度判断することとしていたわけであり

ます。

ここで、青森の陳情書にある資料が②でござい。アンダーラインが施設の方で引いてありますが、見ていただければわかると思えますが、年平均九十三名の入学生であつた。これは百人の定員でございまして、非常に実績が高いわけですが、就職率の平均が九二・八%、I-T関係でも四二・二%など、るる実績が紹介をされております。また、資格取得なども全国トップである。そうしたことが書かれているわけです。これは、全国一、二の就職難を誇る、不名誉ではあります。そういう中で、本間に重要な役割を果たしているというところは一目瞭然だと思えます。

機構が廃止されてからも雇用支援機構に移管されることと決まっていたとして、教職員は、これまでの努力と積み重ねてきた実績が評価されたことを喜びと同時に、今後の人材育成に向け、気持ちを新たに、カリキュラムの見直しや機器構成の検討に着手し、鋭意作業を進めてまいりました。このように述べているわけであり。

ところが、昨年の年末、十二月二十五日、廃止の通知であり。資料の三番目につけておきまして、事業改善に取り組んでいたが、目標を達成していたところですが、しかし、今般、二十二年度末をもって廃止し、建物の譲渡を希望する自治体等に対しては、これを譲渡することとなりました。

これまで言われて頑張ってきたことを全く無視して、大臣の会見と一片の通知で廃止を決めたわけ。何の合理性もありません。廃止を撤回すべきではありませんか。

○長妻国務大臣 これは、先ほど申し上げましたけれども、この通知にもありますように、国の事業としては、「今般、平成二十二年年度末をもって廃止し」というふうに書いてございますけれども、必要のあるものについては、その建物、中の設備などを、譲渡を希望する自治体にお渡しをしてやっていたということでもあります。今、自治体が譲り受けやすい条件にしてほしい

という御要望もいただいておりますので、我々としては、できる限り自治体の要望に沿うような、そういう譲渡要件をつくっておりますので、それを提示して、自治体で必要性があるものについては継続をしていただくということでもあります。

その中で、我々としては、全体の、国が関与すべき職業訓練ということで基金訓練というのをはじめさせていただいて、そして、平成二十三年度には求職者支援ということでそれを恒久的にやっていく。これは、失業保険のない方、ある方でも参加できますけれども、民間の専門学校等に職業訓練をお願いして、そこで訓練を受けていただくということ。今後、十五万人の定員を確保していくということ。国全体の訓練に対して民間の力もぎちつと使っていくという考え方を實現していくということ。さらに、専門性の非常に高い、訓練の学校の中で教える先生、この先生を育成する機能も国で特化しているということ。そういうゆり張りをつけた役割分担の中でこういうことをお願いしているということでもあります。

○高橋(千)委員 存続はするけれども、地方にやつてもらふのだ。なぜそうやって国の都合を地方に押しつけるんですか。あなたはそう言つて、結局、地方に時価で買えと言つたんでしょ。それで、どこも受けてもらえなかった。そういう実態があるわけですよ。国の都合で廃止を決めて、そして地方にやつてくれと。地方がこれまで頑張つてやつてきたものを、全く無視しているわけじゃないですか。なぜそういうことを認めないんですか。

基金訓練で十五万人やると今おっしゃいました。現在、三万人であります。これを十五万人にしたとしても、今の公共的な職業訓練が果たしているのは百五十万人以上、十倍以上の効果があるわけですよ。それを地方が受け入れられないとなつたら、その受け皿がどこに行くのですか。そこをちゃんと認めるべきではないでしょうか。今ほど地域密着の職業訓練が必要なきはな

例えば、地域職業訓練センターは、中小企業の労働者や求職者を対象に、地域に、産業に合わせ、建設、板金などの技能向上、資格取得のための訓練を行っています。

一月十五日の岩手日報によると、岩手県一関市千厩にある両磐地域職業訓練センターは、木造建築科、配管科の長期訓練のほか、県や市の委託で事務、建設、溶接、造園、電気工事、パソコン、介護、CADなど、さまざまな分野で技術習得を支援しています。昨年四月から十二月で、利用者は一万九千六百四十八人、前年同期の二二%増。この地域は、NECトキン、ソニー千厩テックが相次いで工場閉鎖をしており、再就職支援のために定員を超える応募があるといいます。

このような雇用失業情勢の中で、国としても、まさにこうした公的な資産を本場に活用する。逆に、地方にお願いしても、今、十六億円の予算、これはリース料とか、これが地方にとっては非常に貴重なわけです。これは、お願いしてでもやってもらう、そういう立場に立つべきではありませんか。

○長妻国務大臣 先ほど、地方に時価で買えというような話があったようなお話がありましたけれども、地方にそういうことを提示したという事実はありません。

そして、基金訓練にいたしましたも、この十五万人というのは定員数でありますけれども、これは平成二十二年、来年度の計画数ということで、これは実行していこうということで考えているところでもあります。

私どもとしては、職業訓練は決して軽んじているわけではありませんが、その重要性というのは本場に、これから人を雇うと思っていない企業にとつて、そういうすばらしい人材が目の前にいた場合、雇って付加価値をさらに高めて企業を回復していこう、こう思えるような人材を育成するというところで、文部科学省とも連携した中で国全体の役割分担を果たすというところは、さらに職業訓練については強い、特化した役割を果たしていく

というのは、これは目標として私も取り組みたいと思います。

○高橋(千)委員 時価で買えというのは、提示したのではなくて、御相談をして聞いたということであります。そういう事実はやっと把握しております。

今、特化とおっしゃったんですけれども、私が言っているのは、地域に受け皿がないのだ、やはり地域に格差があるのだ、そこをちゃんと、今ある資産を活用するというのは必要じゃないかと言っているんです。

例えば、雇調金の受給者は今二百万人を切っておりますが、助成金をもらった企業が適切な訓練ができていますか。こういうセンターを活用するべきではないでしょうか。また、基金訓練も、民間だけをどうも随分当てにしているようでありますけれども、これは手挙げ方式でありますので、地域に満遍なく民間が手挙げするということろまではまだ行っていないわけです。

そういう意味でも活用する必要があると思いますが、まず、この可能性についてお願いいたします。

○長妻国務大臣 いろいろな活用というのは、これは検討していく必要があると思いますけれども、やはり職業訓練について、今国がやっているものは、もう全く役割分担をしないのでそのまま国が続けるといふことで本場にいいのかということもあります。

例えば、コンピューターカレッジにつきましても、定員百人のところを平成二十一年度は十九人しか来ていただけないというようなことも現実としてあるわけでありまして、本場に必要ない施設について我々も譲渡条件を受けやすい形で提示させていただいて、地方と国と役割を分担していくということ。そして、基金訓練という民間委託の訓練については、これは来年度十五万人の定員を確保していくということでありまして、そういう民間の活用、あるいは、非常に高度な職業訓練をする、ある意味では先生役の育成などなど、特

化をしていくような役割分担ということを議論していきたいと思えます。

○高橋(千)委員 全く聞いていることに答えていないんですよ。私は、せめてその可能性として、国が考えている雇調金の活用や基金訓練も生かして、やはり地元で存続する道を探るべきだと、少し、一歩譲って提案しているんですよ。そういうこともちゃんとみ込んでくださいよ。

十九人の話は、あなたは予算委員会から何度も同じことを言っています、参議院の予算委員会から。最初に局長に確認したように、目標を達成したところは存続するというのが最初の方針だったわけですよ。十九人のところが、もし本場に利用が、存在価値がないのであれば、それはそこまで踏み込んで言っているわけじゃないですよ、だけれども、みんなが十九人のような言い方をしないでください。

先ほどの青森の話もあつたように、利用率が非常に高いところがあり、また目標達成をして頑張っているところがあり、そこは存続するんだというところでやってきたのに、はしを外されて、大臣一人の決断で廃止をされた、そういう問題なんです。そこをきちんと認めるべきなんです。これは大臣と通知だけの世界でありますので、見直す余地があると思います。再度検討をお願いしたいと思います。

四月間近の今、三万人の高卒あるいは十六万四千人の大学生などが、就職の決まらないまま社会に出ることになります。最初の仕事が派遣会社のお試し雇用や、あるいは雇調金で休職そのものだ、あるいは緊急雇用創出の臨時雇用に応募してきた学生もいます。こういう中に変えなければいけない。でも、企業の側は即戦力を求めているわけですから、職業訓練の役割は本場に重要なわけです。そういう点で、実績も中身もある公的職業訓練を生かして雇用につなげるべきです。私が言っているのは、官なのか民なのかどっちかではなくて、どっちも生かして、すべての資源を生かさなければ今乗り越えられない情勢なんだ

ということなんです。そのことをしつかり受けとめていただきたいという指摘をして、終わります。

○藤村委員長 次に、柿澤末途君。

○柿澤委員 みんなの党の柿澤末途でございます。

きょうは、公務員改革担当の泉健太内閣府政務官にお見えをいただいております。鳩山総理は、先日、三月二日の衆議院の予算委員会でも、みんなの党の浅尾慶一郎政調会長の質問に答えて、公務員の労働基本権付与について来年の通常国会で法案をつくり上げたい、このように答弁をされておられます。

私どもも、基本的にこの御答弁については、大変踏み込んだのか、当然のことなんですけれども、答弁をいただいたというふうな思っているところなんですけれども、これについて、政府としてそのような方針、すなわち来年の通常国会に法案を提出して二〇一一年度から労働基本権の付与を行う、こういう方針であるということでしょうか、公務員制度改革を担当する内閣府政務官にお尋ねをしたいと思います。

○泉大臣政務官 御質問ありがとうございます。総理大臣の発言もございまして、我々としては、方向性としては来年の常会を目指してというふうに考えております。

○柿澤委員 方向性としては目指しているということですが、私どもは、公務員制度改革の総合的な体系をつくるに当たって、公務員の身分保障につながる、この部分にかかわる労働基本権の問題というのがやはり真つ正面から議論して、そして基本権付与の方向で解決をしていかなければいけないということを前々から申し上げさせていただいております。それによって初めて民間並みの人事給与体系を導入し、そして聖域なきリストラというか、言葉は余りよくありませんけれども、いずれにしても、皆さんが掲げている公務員総人件費の二割削減ということにもつながっていくんだというふうに理解をしております。

こうした形で労働基本権の付与ということになれば、ある意味ではこれまでの基本権の制限というものが取り払われるわけでありますから、公務員の身分保障も基本的に外れるということになるんだらうというように思っております。そうすると、公務員も雇用保険に入らなければいけないということになるのではないかとこのように思っています。

これまで公務員は、雇用保険の適用除外ということになっておりました。公務員は、基本的に人員整理や倒産というものが無いので、失業というものを前提にしない、したがって、雇用保険を掛ける必要がないという考え方だったというふうに理解しておりますが、今後、そういうようなわけにはいかなくなるというふうに思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

○泉大臣政務官 ありがとうございます。

雇用保険については、今現在でいうと、民間労働者の皆さんに比べると、身分が安定している、失業が起りにくいという事情がありますので、適用除外としているということでもあります。

また、それぞれというか、公務員の皆さんがもし働く期間が短くて退職金が少なくてという場合においても、雇用保険との差額を調整するような手当もございますので、そういう配慮も行われているというところで、現在のところ、いろいろな検討の中でまだ具体的に雇用保険について、適用すべきではないかということで結論が出てはいない状況であります。

○柿澤委員 公務員の雇用保険の適用については、例えば、失業給付相当分については退職金として渡しているとか、こういうことが説明としてあるわけですが、先ほど申し上げたように、民間と同じような形で労働基本権を与えると同時に、民間並みの人事、例えば降格、あるいは、場合によっては整理解雇というか分限処分のあり方について、もつともっとさまざまなやり方を行うことができるようなことにする、こうしたことがあるとすれば、やはり普通に考えれば、公

務員も雇用保険に入っていくというのが理の当然ではないかというふうに思うんです。

そうすると、公務員が雇用保険に加入しなければならなくなるとすると、雇用保険料を納めなければいけなくなるわけです。

今、まさに雇用保険法の改正案で、その保険料率の引き上げが議論をされているわけですが、このまま成立すれば、失業等給付保険料率で、労使折半で千分の十二、そして二事業の保険料率で、使用者負担で千分の三・五、使用者負担の千分の六プラス三・五で九・五が、国または地方公共団体が負担をすることになる。

本人負担は千分の六で、労使折半ということになっていきますけれども、そう言ったからといって、いきなり本人の給与からこの分払ってくださということにはどうもならないのではないかとこの気がしております。これは、公務員の給与からその分を上乗せして差引くということにならないとすれば、この分も結果的には、雇用保険を適用するとすれば、職員への支給に上乗せする形にならざるを得ないのではないかと思います。

となると、先ほど申し上げたように、私から見れば、理の当然として、公務員制度の改革、二〇一一年度以降、鳩山総理が指示した方向で実現をすれば、雇用保険に公務員も加入をするということになると思うんですけれども、そうなれば、国や地方公共団体の公費による負担というのが大変重くなるということが考えられるのではないかとこのように思いますけれども、いかがでしょうか。

○泉大臣政務官 御質問ありがとうございます。

しかし、柿澤委員の頭の中の展開が、恐らく実際の議論よりかなり先行して、幾つかの仮定を立てられて組み立てをされているというような気がしております。例えば、労働基本権もどの範囲まで付与していくのか、あるいは民間並みの解雇というのは何を指すのか、そういうことについても今後また、層整理が必要だと思っておりますので、まだ我々そこまで考えてはいない状況で、おっしゃる

ような雇用保険の料率ですとか、そういうところまでは考えていないというふうに思っております。

もう一つ言えば、我々が労働基本権の付与ということでは何を言っているかというところ、それは、基本権を付与することによって、賃金の交渉、労使交渉をするということをもつて、公務員人件費の削減ということを今マニフェストにも書かせていただいているところでありまして、主眼としては、そちらをまずは念頭に置いているというふうに御理解いただければと思います。

○柿澤委員 議論が先行している、こういう御指摘をいただきましたけれども、これは、公務員総人件費は大体三十兆円とか言われるわけで、雇用保険料というのは賃金総額に対してかかるものなので、私が先ほど言った考え方で大ざっぱに計算をすると、これは年間五百億ぐらいの労働保険特別会計、支出すべき新たな負担が生まれるということになるわけです。

そういう意味で、先日、民主党政権というか新政権が掲げている公務員制度改革が仮に実行された場合、国家公務員人件費はどうなるのか。六十五歳定年まで働き続けることができる、一方で、天下りはもうやらない、こういうことをするとどうなるかということ試算していただきまして、たところ、民主党のマニフェストの二割削減どころか、国家公務員人件費二割アップしてしまう、こういう試算も出ています。

そういう意味で、逆に、今公務員制度の改革として行われる方向であるものを突き詰めて考えていくと、支出の増加要因というものが多いいのではないかと、こういうことを感じておりますので、公務員に対する雇用保険の適用というのを一つの例にとってお話をさせていただいたところであり

ます。

もう一つ、雇用・能力開発機構についてお尋ねを申し上げます。

雇用・能力開発機構は、かつては雇用促進事業団、前身の時代から無駄な箱物づくりで問題を繰り返してきた、いわば無駄遣いの王様と言ってもいいような存在だと思えます。雇用促進事業団時代は、スパウザ小田原で、四百五十億円で建設したのが八・五億円で売却。雇用・能力開発機構になったのが、私のしごと館、これは五百八十一億円で建設をして、結局、毎年十数億の赤字を垂れ流して、廃止が決定をいたしました。売却できるかどうかということでもあります。

こうした無駄遣いは、すべて労働保険特別会計からされているわけで、雇用保険の金が残って箱物にかえてしまった、やるべき仕事をやらないうで箱物をつくってしまったとも言えるかもしれせんけれども、こういう経緯だということに思っています。

今回、雇用保険二事業の財政基盤強化というところで四千四百億、これをやるのは百歩譲っていいとしても、これまたいつか箱物にかわってしまったのは元も子もないわけでありまして、これまでの無駄遣いの徹底的な検証を行って、返還できるものは特別会計の財源として戻すこと、今後はこうした無駄遣いが生じないよう措置を講じること、例えば雇用保険二事業で箱物はつくらないということ、これを明確に定めることなど、こうしたことが、やはり今回、必須の前提ではないかというふうに思っています。

この雇用・能力開発機構については、我が党の渡辺喜美代表は、自民党を離党するに当たって、麻生総理に対して、七項目の物申すという書面を出したわけですが、この中でも、雇用・能力開発機構を統合する閣議決定を撤回して、そして、廃止、解体、整理の方針に沿って決定し直すべきである、こういうことを、わざわざ離党に当たって総理に対して物申していた。

こうした、ある意味では思い入れの強いものでもございますので、ぜひこの点について、今後、こうした形で過去積み上げられてきた無駄な箱物を、もうこのお金を使つてつくらないんだということ、これを明言していただくことが必要ではないかと思っておりますが、御答弁をお願いいたします。

○長妻国務大臣 雇用・能力開発機構は廃止をいたします。そして、その業務の一部について、施設も徹底してスリム化をした上で、職業訓練業務に限定して、高齢・障害者雇用支援機構に移管をするということがあります。

先ほどは、余り廃止や地方に移管するなというお話もありましたが、我々は、やはり国と地方、あるいは民間との役割分担をきちつとして、そして無駄な箱物をつくらない、こういうような姿勢で取り組んでまいりたいと思います。

○藤村委員長 柿澤君、時間が来ております。

○柿澤委員 はい。

ぜひ明確に、雇用保険二事業で、もう箱物にはこれは使わないんだということを明言する、明記をする、こうしたことが、やはり過去に行われたような使われ方の今後の抑止という意味で極めて重要ではないかというふうに感じております。そのことを最後に申し上げさせていただきます。もはや時間も過ぎておりますので質問は終わりとさせていただきます。

ありがとうございます。

○藤村委員長 次回は、来る二十四日水曜日委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時十分散会